

平成25年12月愛荘町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

平成25年12月4日(水) 午前9時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案趣旨説明
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 同意第 6号 愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 同意第 7号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第80号 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第81号 愛荘町立郷土の偉人館・西沢眞藏記念館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第82号 滋賀県市町土地開発公社の解散について
- 日程第10 議案第83号 愛知郡広域行政組合で共同処理する事務及び規約の変更について
- 日程第11 議案第84号 東近江行政組合の規約の変更について
- 日程第12 議案第85号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定の変更について
- 日程第13 議案第86号 愛荘町体育施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第14 議案第87号 愛荘町立郷土の偉人館・西沢眞藏記念館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第15 議案第88号 平成25年度愛荘町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第16 議案第89号 平成25年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4

出席議員（16名）

1番 伊谷正昭君	2番 嶋中まさ子君
3番 城貝増夫君	4番 高橋正夫君
5番 外川善正君	6番 徳田文治君
7番 村木嘉博君	8番 河村善一君
9番 西澤久仁雄君	10番 小杉和子君
11番 吉岡ゑみ子君	12番 瀧すみ江君
13番 森隆一君	14番 竹中秀夫君
15番 辰己保君	16番 本田秀樹君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村西俊雄君	副町長	宇野一雄君
教育長	藤野智誠君	住民福祉主監	西川都々子君
総務主監	杉本幸雄君	管理主監	北川孝司君
収納管理主監	上林忠恭君	総合政策主監	林定信君
教育主監	松藤美保子君	産業建設主監	北川元洋君
教育次長	小杉善範君	総務課長	中村治史君
教育振興課長	青木清司君	商工観光課長	広瀬猛君
福祉課長	岡部得晴君	建設・下水道課長	中村喜久夫君
人権政策課長	本田康仁君	生涯学習課長	山本隆男君
住民課長	大橋靖子君	子ども支援課長	川村節子君

事務局職員出席者

議会事務局長	徳田幸子	書記	宮崎淳
--------	------	----	-----

開会 午前9時00分

◎開会の宣告

○議長（本田秀樹君） 皆さん、おはようございます。早朝より大変ご苦労さまでございます。

師走に入り慌ただしい日々が続くと思いますが、議員各位におかれましては体には十分留意をしていただきたいと、このように思っております。また、今年最後の定例会となりました。また、我々議会にとっても最後の定例会でございますので、皆様のご協力のもと審議を進めてまいりたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

よって、平成25年12月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（本田秀樹君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（本田秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（本田秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、2番、嶋中まさ子君、3番、塩貝増夫君を指名します。

◎会期の決定

○議長（本田秀樹君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月20日までの17日間にした
いと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月20日

までの17日間に決定しました。

◎町長提案趣旨説明

○議長（本田秀樹君） 日程第3、町長の提案趣旨説明を求めます。町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長（村西俊雄君） おはようございます。本日ここに、平成25年12月愛荘町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中にもかわりませず早朝よりご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

平素、議員各位におかれましては、町政各般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに対しまして、心から厚く御礼申し上げる次第でございます。

今議会は、議員各位におかれましても、また私にとりましても、今任期中の最後の定例会となりました。残された任期をともに誠意を尽くしてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

さて、去る10月21日に湖東三山スマートインターチェンジが開通して以来、早くも40日余りが経ちました。この間の利用状況をお伝えいたします。

中日本高速道路会社の計画台数は、一日2,300台でした。これに対し現実の利用台数は、初めの1週間は計画どおりほぼ2,300台でありましたが、次第に増加し、今では平均2,750台となっておりまして、計画の約2割増しという状況であります。秋の紅葉シーズンに入りまして、11月14日以降は毎日3,000台を超え、一番多い日は3,998台と、4,000台にあと2台と迫りました。

また、平日の方が土日よりも利用が多い。また、全体で大型車の割合が約3割というところで、地域産業や通勤にも利用されている様子が伺えます。

さらに方向別では、彦根・米原方面の上り方向が全体の3分1、大津・京都方面の下り方向が3分の2という状況であります。

さらに、金剛輪寺・西明寺などの観光地も、平年に比べ客が増えているということを知っております。早速明るい兆しが見え始め、今後もPRに努めてまいりたいと考えております。

さて、今期定例会に提案いたします議案について、ご説明を申し上げます。

人事案件2件、条例改正議決案件2件、公社の解散案件1件、規約の変更等による

議決案件 3 件、指定管理者の指定案件 2 件、平成 25 年度愛荘町一般会計補正予算ならびに愛荘町介護保険事業特別会計補正予算の 2 件を合わせまして、12 案件をご提案させていただきました。

それでは、提案案件の概要を説明させていただきます。

まず、同意第 6 号、愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることにつきましては、任期満了に伴い、地方自治法の規定に基づき同意を求めるものでございます。

次に同意第 7 号、愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、任期満了に伴い、地方公務員法の規定に基づき同意を求めるものでございます。

次に条例改正議決案件 2 件につきまして、説明をいたします。

議案第 80 号、愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用に関する条例の一部を改正する条例につきましては、監査委員の報酬額について改正をお願いするものであります。次に議案第 81 号、愛荘町立郷土の偉人館・西沢眞藏記念館条例の一部を改正する条例につきましては、利用者減に伴い、開館日の土曜日・日曜日の週 2 回に変更する改正をお願いするものであります。

次に議案第 82 号、滋賀県市町土地開発公社の解散についてであります。本公社は、昭和 49 年に公共用地の取得・管理・処分等を効率的に行うため、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき現在の 5 市 6 町、当時は全町村 43 町村で設立したものであります。これまで 172 万㎡、金額で 218 億円の取得実績をあげてまいりましたが、近年は利用もなく所期の目的を達成したことによりまして、平成 26 年 3 月 31 日をもって解散することとし、議会の議決をお願いするものであります。

次に議案第 83 号、愛知郡広域行政組合で共同処理する事務及び規約の変更につきましては、東近江市と愛荘町が共同で実施してきました休日夜間緊急医療につきましては、東近江市内の旧愛東町・旧湖東町の区域が東近江行政組合で行うこととなったことにより、この業務を愛荘町単独で継続することとし、愛知郡広域行政組合の共同事務から削除することにつきまして、議会の議決をお願いするものであります。

次に議案第 84 号、東近江行政組合の規約の変更につきましては、火薬類取締法に基づき各市町が行っていた花火などの火薬使用の許可について、行政組合で共同処理を行うなどの改正を行うため、議会の議決をお願いするものであります。

次に議案第 85 号、彦根市と締結した定住自立圏形成協定の変更については、彦根愛知犬上広域行政組合において愛荘町も参加することになっている新たな火葬場の

設置について、湖東定住自立圏を構成する1市4町が共同で取り組むため、定住自立圏協定の政策分野に火葬場を加えることにつき、議会の議決をお願いするものであります。

次に議案第86号、愛荘町体育施設の指定管理者の指定につき議決を求めることにつきましても、新たに愛荘町体育協会にお願いし、また議案第87号、愛荘町立郷土の偉人館・西沢眞藏記念館の指定管理者の指定につき議決を求めることにつきましても、野々目自治会に指定管理者を指定することにつき議決を求めるものであります。

次に議案第88号、平成25年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）につきましても、歳入歳出それぞれ1,165万円を追加し、総額を87億9,682万6,000円をお願いするものであります。

その主な内容であります。まず歳入につきましては、普通交付税の交付決定に伴い1億300万円の増、地域の元気臨時交付金7,800万円の増額により、財政調整基金等から1億9,600万円の取り崩しを止め、合併特例債などの町債におきましても4,500円を減額いたすものであります。

歳出につきましては、初の特別警報が発せられました台風18号襲来に際し、当町におきまして初めて避難勧告・避難指示を発しましたが、多くの反省点の中から、避難者が台風情報を避難所で見られるようテレビを設置する費用等を増額補正いたしました。

最後に議案第89号、平成25年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。介護予防サービス費900万円を増額し、歳入歳出予算総額12億9,087万円とするものであります。

以上、平成25年12月愛荘町議会定例会に提案させていただきました。何とぞ慎重なご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。提案趣旨の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

○議長（本田秀樹君） 日程第4 一般質問を行います。順次発言を許します。

◇ 瀧 すみ江君

○議長（本田秀樹君） 12番、瀧 すみ江君。

[12番 瀧 すみ江君登壇]

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江。一般質問を行います。まずはじめに、秦荘地区の公民館活動について質問します。

平成24年度より秦荘公民館という組織が廃止され、秦荘公民館で実施していた諸事業については、生涯学習課が担当することになりました。しかし、秦荘公民館という拠点を失って以後、「秦荘地域の公民館活動が今後縮小方向に向かうと危惧している」との住民の声もお聞きしています。このことから、「秦荘地区の平成23年度までの公民館活動は、現在どのように運営されているのか」また「教育委員会としては、現状をどのように見て、秦荘地区の公民館活動をどのように進めていこうと考えているのか」について、答弁を求めます。

次に、子どもの医療費無料化について質問します。今年の8月から小学生までの通院・入院にかかる医療費が無料になりました。これについて、「涙が出るほどうれしい」という小学生の保護者の声を直接お聞きしております。1点目に、「今年8月～11月の小学生の医療費の動向と受診人数は、平成24年度の同時期と比べてどのように変化しているか」について、答弁を求めます。

同時に、中学生の入院医療費も無料になりましたが、「通院費も無料にしてほしい」との中学生の保護者からの声をお聞きしているところです。そこで、子育て支援をさらに進めていくため、「中学生の通院医療費を無料にすること」を求めますが、これについての答弁を求めます。

最後に、介護予防について質問します。第6期介護保険事業計画の策定委員会が10月から開始されましたが、これまでの介護保険料を見ると、每期引き上がる傾向にあります。行政は、「介護保険料の値上げを抑えるためには、介護予防に力を入れることが必要」との考え方を示していますが、それに見合う施策の展開が行われてきたのかどうかの検証について、答弁を求めます。

私は今までも、「介護予防は、福祉部門だけではなく、行政全体が連携して取り組むことが必要である」ことを訴えてきました。年をとっても元気でいられる高齢者をさらに増やすことが、介護保険料の値上げを押さえる道ではないかと私は考えます。それには、行政全体の連携が必要になります。

介護予防事業のほかにも健康づくりや生涯学習など、現在でも介護予防につながる事業が各課で行われています。しかし、その連携があっても介護保険料は引き上がるばかりで、さらなる抜本的な施策の展開が必要にならうかと考えます。各課が知恵を

出し合って進めてほしいと切望します。

家に閉じこもりがちになってしまう高齢者の方は、元気であっても心身ともに心配な状態に向かうのではないのでしょうか。やはり外に出かけ人とも話すことができる、つまり社会から取り残されない、社会参加できる環境づくりが介護予防になるのではないかと考えます。そこで、気軽に社会参加できる条件づくりについて、2点の提案をします。

1点目としては、高齢者の方が気軽に社会参加できるためには、金銭的に負担の少ない交通機関が必要です。第5期介護保険事業計画では、タクシー券は通院支援に限られ、外出支援としては「愛のりタクシーの利用を促進します」ということになりましたが、何の抜本的な見直しもされていません。片道400円、往復で800円では、高齢者が気軽に出かけることができません。「愛のりタクシーにおける65歳以上の高齢者の料金を、障がい者や子どもと同じ半額にすること」を求めますが、答弁を求めます。

2点目には、町民の方から高齢者の居場所づくりについて提案をしていただいたので、代弁します。高齢者が集う場所があるということは、気軽に社会参加できることになり、介護予防に貢献できるものと考えます。しかし、管理者が常駐していない施設では難しさがあります。職員が常駐している地域総合センターを活用して、日を決めてシャトルバスを出し、高齢者が集える居場所をつくってはどうかという提案です。参考にしていただけたらと考えますので、この提案に対しての見解を求めて、終わります。

○議長（本田秀樹君） 総合政策主監。

〔総合政策主監 林 定信君登壇〕

○総合政策主監（林 定信君） 瀧議員のご質問のうち「愛のりタクシーの高齢者も半額にすること」について、答弁させていただきます。

愛のりタクシーは、誰もが利用することができる地域公共交通の一政策として、湖東定住圏域の1市4町で取り組んでいるものでございます。運用開始は平成22年9月27日で、平成24年度、愛荘町内を走る2路線で5,037人の方々が利用されています。また、その運行に係る経費としまして、町は約637万円を支出いたしました。

ご質問にお答えするにあたりまして、本年8月の1か月間での利用を例にとり利用状況の詳細を説明させていただきます。まず利用者の傾向ですが、運行経路を調査し

ましたところ約45%が病院に通う運行であり、また、35%が稲枝駅を発着とする利用でございます。合計、利用者の約8割が自己の交通手段を持たない高齢者等ではないかと推測されます。

また、1か月間の運行は339便で458人の利用がございました。その運行に要した経費は73万8,400円、そのうち利用者が支払われた利用料は16万6,400円でございます。これを一人当たりでといたしますと、平均利用額が1,612円で、そのうち利用者負担は平均363円になります。残額1,249円には国庫補助金が約50%ございますので、600円程度が町負担となります。先に述べましたように、高齢者の利用率の高い状況におきまして、この収支で高齢者に対しての半額制度を導入いたしますと、収支比率がさらに悪化いたします。

愛のりタクシーの運行については、湖東定住圏域の1市4町で取り組んでおり、愛荘町だけの単独で利用料金や利用形態を変えられるものではございませんが、1市4町の圏域会議では、利用者の増加に伴う財政負担の増大が大きな課題となっております。つきましては、愛のりタクシーは施策の継続が福祉施策的側面を有していると思われ、このような状況におきましては高齢者料金の減額は困難であると考えておりますので、ご理解賜るようよろしくお願いいたします。以上、答弁いたします。

○議長（本田秀樹君） 住民福祉主監。

〔住民福祉主監 西川都々子君登壇〕

○住民福祉主監（西川都々子君） 瀧議員のご質問の「介護予防について」、お答えいたします。

今回の社会保障制度改革における介護保険制度の見直しについては、予防給付を地域支援事業へ移行するとともに、新たに地域リハビリテーション活動支援事業を加えた「介護予防・日常生活支援総合事業」を介護予防の柱として、地域の実情に応じた効果的・効率的な取り組みの推進をすべての市町村が平成29年4月までに実施することで検討がなされているところでございます。

愛荘町では、平成24年度から26年度までの3か年の高齢者保健福祉計画および第5期介護保険事業計画の5つの基本方針の中で、介護予防のための啓発と実態把握、介護予防事業の実施を重点的に取り組むこととしています。

ご質問の「介護保険料の値上げを抑えるためには、介護予防に力を入れることが必要との考えを示しているが、それに見合う施策の展開が行われてきたのかどうかの検

証」についてでございますが、現在、地域包括支援センターでは介護予防事業として、運動教室の実施、自主的活動団体への支援、認知症サポーター養成講座の充実、生活機能チェックリストの実施後の結果通知、介護予防普及啓発として出前講座等、できるだけ地域へ出向いての介護予防に取り組んでいるところです。

介護予防事業の実施の検証については、今年度に生活圏域ニーズ調査・住民アンケート調査を実施する中で、多様化するニーズの把握を行い検証したいと考えています。

介護予防は幸せな高齢期を過ごすうえでも重要であり、高齢者本人だけでなく高齢化社会に対応した地域づくりなどバランスのとれた介護予防事業が実施できるよう、既存の介護サービスの提供事業者の活用や、一般施策で実施している地域支え合い事業・生きがいデイサービス事業や、集落で行われているサロン等の拡充や地域資源を活用した新たな事業の展開も考慮しながら進めてまいりたいと考えています。

次のご質問の「職員が常駐している地域総合センターを活用して、日を決めてシャトルバスを出し、高齢者が集える居場所をつくってはどうか」についてですが、地域総合センターは従前からの交流事業等における周辺の高齢者が身近で参加しやすい施設でもあることから、教室や出前講座等を開催したいと計画しておりますので、シャトルバスの運行については考えておりません。

今後も、身近で高齢者が集える場所づくりは必要であり、元気な高齢者と虚弱な高齢者が分け隔てなく利用できる居場所を拡充していくためには、公的支援だけでは限度があるため、地域における支え合い活動が重要となっており、地域づくりへの支援についても展開していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 住民課長。

〔住民課長 大橋靖子君登壇〕

○住民課長（大橋靖子君） それでは、瀧議員のご質問のうち、「子どもの医療費無料化」について、お答えいたします。

小学生の医療費無料化につきましては、子育て世帯の負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して必要な医療を受けられるよう、本年8月から無料化を実施いたしました。これにかかる福祉医療費につきましては、審査機関等での点検を経て、受診月より2か月遅れで確定いたします。現在は8月から9月までが確定しております。

8月診療は268万円で受診件数1,143件、9月診療は216万円で受診件数1,093件ございました。また、対象者数につきましては1,273人で、一月の一人当たりの

福祉医療費は、平均 1,903 円でした。

平成 24 年度との比較につきましては、小学生の通院医療費の助成制度がなく、受診状況が健康保険組合・共済組合など各医療保険者にまたがることから、小学生の医療情報の把握ができず、比較することができません。小学生の医療費無料化の制度が開始され 4 か月足らずであります。今後の医療費の動向に注視していきたいと思えます。

次に、中学生の医療費無料化につきましては、現在、入院時における医療費を無料化しております。これは、本年 8 月の小学生の医療費無料化に合わせ、中学生の入院について無料化を実施いたしました。

当町が実施した小学生の医療費無料化は県内の自治体でも少なく、さらに中学生の医療費助成完全無料化まで拡大している自治体はごく一部であります。中学生の通院医療費無料化までの拡大は、昨今の厳しい財政事情の中、現時点では、始めたばかりの小学生の医療費無料化と現行の町単独助成制度を維持継続していくことが大切であると考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 生涯学習課長。
〔生涯学習課長 山本隆男君登壇〕

○生涯学習課長（山本隆男君） 瀧議員の「秦荘地区公民館活動について」のご質問にお答えいたします。

まず、「平成 23 年度までの公民館活動は、現在どのように運営されているのか」というご質問でございますが、活動といたしましては、通学合宿、秦荘ジュニアコーラス、子どもトライアル、子ども書道、高齢者大学、コーラスシャボン玉、銭太鼓、大正琴、臨書会、コーラスぺらまむ、がございました。このうち子ども書道につきましては、諸事情により生涯学習課での活動は中止いたしましたが、講師の自宅で引き続き活動をされておられます。それ以外の現在も引き続き活動を実施しております。

愛知川公民館が窓口になり、秦荘地域教育協議会として通学合宿、秦荘ジュニアコーラス、子どもトライアルを、高齢者大学は五愛塾と称して実施をしております。サークル活動等といたしまして、すべての団体が月 2～4 回のペースで、ハーティーセンターで活動していただいております。

次に、「教育委員会として、現状をどのように見て、今後進めていこうと考えているのか」というご質問でございますが、現在、秦荘公民館で活動されていた事業は、ほ

とんどが継続して実施している状況でございますので、スムーズに移行できたと思っております。今後におきましても縮小することは考えておりません。

秦荘公民館が主として活動してきた事業は愛知川公民館が企画・立案を所掌し、会場は秦荘地域で活動してまいります。また、サークル活動におきましても、文化協会の総合発表会や町の文化祭にも出展・発表していただけるよう支援してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上、答弁といたします。

○議長（本田秀樹君） 12番、瀧 すみ江君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江。再質問を行います。答弁の順番からさせていただきたいと思えます。

順番からいくと愛のりタクシーについてですけれども、答弁では、利用者の状況としては約45%が病院に通う運行、そして35%が稲枝駅を発着とする利用ということで、病院と、稲枝駅へ行ったり稲枝駅から帰ったりというのが合わせて80%ということになるかと思えます。そして、利用者の約8割が高齢者ではないかと推測されますというふうに答えておられます。

ですが、「推測されます」と言われるのですけれども、実際、高齢者がどのぐらい利用されているのかということは、実際に調べられたことがあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それと稲枝駅と病院に通うのが80%ですが、高齢者保健福祉計画の中では、「高齢者の社会参加を目的とした外出支援について、愛のりタクシーの利用を促進します」となっております。病院に通われる方は、それはそれで利用されるのは便利になったのですからいいと思えますけれども、やはり社会参加が気軽にできるかどうかという、そういう部分においては、やはりこの状況からいったら、例えば愛知川地域からハーティーセンターで何かがあるから行くとか、そういうような高齢者が集まる場所、そういう場所とか、どこか買い物に出かけるとか、そういうようなものには利用するのが不便であるというふうにいえると思えます。

やはり年金暮らしの高齢者ですから、1回400円、往復800円というのは負担が重い。その立場に立ってみれば、考えたらわかることだと思えます。そういうことで、やはりこの状況を聞きましたところ、それは改善点があるのではないかと再度思えます。

そういうことで、今年の3月に出されました湖東定住自立圏各部会事業報告書の中

では、課題として制度を理解していない方々（特に高齢者）が多く、引き続き啓発を行う必要がある。また、交通弱者である高齢者の外出支援に向けた取り組みが必要であると、3月の年度末に記載されたものが出されていますが、今まで12月に至るまで、今年度にどのような検討がなされたのかについて、答弁をお願いしたいと思います。

愛荘町の高齢者保健福祉計画の中で、高齢者の社会参加を目的とした外出支援については、愛のりタクシーの利用を促進しますという計画を立てられているのですから、やはり町として何とかしていかなくてはならない問題、これについて町独自でも率先して考えていく問題ではないかと思います。定住自立圏の中でも声を出していただいているかと思いますが、町独自でも考えていかなければならない、こういう問題だと思います。なので、町としては愛のりタクシーの高齢者利用を促進する具体的対策をどういうふうに考えているのかということになると思います。全体的なことではなくて、高齢者の保健福祉計画の中でこういう計画が出されているのですから、やはり社会参加を目的とした外出支援の問題、それがいずれは介護保険料の引き上げを抑えることにつながるであろうということと言えるわけですから、真剣に町としてどうするか考えていかなければならないと思いますので、町としてはどういうふうに具体的対策を考えているのか、をお願いしたいと思います。

ご存じだと思いますけれども、豊郷町では愛のりタクシーのほかに高齢者や障がい者向けの町内巡回バスが運行されています。これがやはり一番わかりやすく使いやすいと思います。高齢者の社会参加の促進のためには、今後このようなことも考えて改めていかなくてはならないのではないかと思いますけれども、今、即今、それが無い現時点においては、高齢者が愛のりタクシーを利用しやすいようにしなければ、町独自でもしなければならぬと思いますが、今の答弁では、圏域でやらないと無理というふうなことが言われております。その理由としては何があげられるのか、なぜできないのかということについて、答弁をお願いします。

やはり、町が立てている計画の実践に、町として責任を持って実行していただきたいと考えますので、今いくつか質問しましたけれども、答弁をお願いしたいと思います。

そして、次に介護予防についてなんですけれども、介護予防についての検証として、答弁で言われておりましたけれども、それでもこのようなことは大切なことなんです

けれども、やはり全体的な介護予防の施策、もっと、計画には出されておりますけれども、介護予防事業（質問にも言いました）だけではなく、全体的な元気な高齢者をつくっていく、それとか健康推進とか、全体的なもの、本当に必要だろうと思います。

そういうことで、今行われている、今答えられた介護予防に加えて、介護保険料の引き上げを抑えるためには、どのような施策が必要と行政としては考えているのかということについて、答弁をお願いしたいと思います。

介護保険運営協議会や策定委員会など、その都度、傍聴をさせていただいているわけですが、やはり事業の進展が見られないとか、そういうような意見もあるわけで、その点について、もうこれ以上第6期の介護保険料を引き上げになったら大変なことになるわけですから、それについてやはり真剣に考えていかなければならない時期であろうかと思っています。ということで答弁をお願いしたいと思います。

そして最後に、秦荘地区の公民館活動について再質問をさせていただきたいと思います。答弁いただいたわけですが、愛知川公民館が公民館としては1つだけですので、愛知川の公民館から発信してというのか、掌握して秦荘地域の公民館活動を行っているというようなことになろうかと、答弁のとおり思いますが、それですとハーティーセンター、例えば合唱ですとか、この間、明るい家庭づくり推進大会で素晴らしい合唱をしていただいたわけですが、本当に練習されている成果はよくわかりましたし、がんばっておられるということもわかりました。

やはり、この合唱にしても子どもトライアル、そういうものにしても、以前の答弁でハーティーセンターを活動場所に置いて行われると言われていたわけですが、そういうことで、ハーティーセンターで行われているのではないかと思うのですが、ハーティーセンターというのは活動の拠点にはならないので、貸し館事業ですので部屋を借りてやっているわけですね。結局、活動の用具などはどうされておられるのかということが1つ疑問に思うわけです。常時どこに保管されているのかということです。やはり秦荘公民館という拠点が近くにあったものがなくなったわけですので、その辺の不便さはあるかと思いますが、現在どのようにされているのかということについて答弁をお願いしたいと思います。

また、今後は公民館活動として、愛知川公民館がやられていく、中心にどうか、掌握されていくのではないかということに、「企画立案を所掌し」と答えられ、会場は「秦荘地域で活動していきたい」と答弁いただきました。今後の秦荘の方の公民館活

動ですが、公民館というと愛知川公民館しかないので、そこが拠点ということに常識
というか、なろうかと思えますけど、やはり秦荘地域ですので、愛知川までは来られ
ないという部分も、そして馴染みが少ないのではないかと、こういう部分もあるわけ
です。今後、秦荘の方の公民館活動はどうしていくのかについて、その検討を誰がとい
うのか、どのような組織の中で検討を加えられて継続されていかれるのかということ
も、町民の方からもご心配をいただいています。そういうことで、そこら辺について
も答弁をお願いしたいと思います。以上で再質問を終わります。

○議長（本田秀樹君） 総合政策主監。

○総合政策主監（林 定信君） 瀧議員の再質問のうち、愛のりタクシーについてお
答えさせていただきます。

まず利用の実態、高齢者が実際どの程度使っておられるかについて調べたのかとい
うことをございますけれども、愛のりタクシーにつきましては、どこから起点、どこ
から終点という具体的なデータがございまして、それについては把握しておりますけ
れども、どのような方々がというのは把握しておりませんので、実際高齢者がどの程
度使っておられるかについては把握しておりません。先ほど答弁いたしましたように、
その利用の実態から推測いたしておる次第でございます。

また、愛のりタクシーの制度の周知であるとか、利用をどんどんしていただくため
のことをございますけど、今まで諸々の機会や手段を通じて周知をさせていただいて
おるところをございますけど、各施設にチラシ等を置いて努めておるところをござい
ますけれども、その点につきましてさらに周知を図れるように工夫してまいりたいと思
っております。

もう1点、愛のりタクシーとその他独自の施策につきましては、政策的な課題・問
題となりますので、今後の課題という形にさせていただきたいと思えます。以上です。

○議長（本田秀樹君） 住民福祉主監。

○住民福祉主監（西川都々子君） 再質問のうち介護予防の関係についてお答えをさ
せていただきます。

第6期の介護保険制度に向けて、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域資源事
業の見直しというのが重点的なことをございまして、その中に在宅医療・介護連携の
推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実強化、地域
包括支援センターの機能強化等々がうたわれておりますが、愛荘町といたしましては

特に介護予防の方に力を入れていきたいと考えております。

その中で、認知症予防を重点的に取り組んだ事業を今後展開していきたいなど考えておりますが、特に地域の中で取り組んでいただけるような事業に展開についての必要性を考えておりますので、また今後、地域のとの連携の中で介護予防に取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（本田秀樹君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本隆男君） 瀧議員さんの再質問の「用具はどのように、どこで保管しているのか」というご質問でございますが、子どもトライアルで事業をいたします用具につきましては、愛知川公民館の方で保管をいたしているというような状況でございます。

○議長（本田秀樹君） 教育長。

○教育長（藤野智誠君） 瀧議員さんから「どのような組織で検討しているのか」という質問に対して、お答えをさせていただきます。

公民館活動の審議会というものがございまして、そこを中心にして愛荘町全体の公民館活動ということでいつも検討していただいております。その内容が社会教育委員会の方にあがりまして、そこでまた検討すると。教育委員会の方でも全体的にまた把握をして検討するという、そういった流れになろうかなと思っております。

○議長（本田秀樹君） 12番、瀧 すみ江君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江。再々質問を行います。

1点につきですけれども、愛のりタクシーのことですけれども、ただいま答弁をいただきましたが、事業報告書の中で「制度を理解していない方々が多く、それが特に高齢者である」となっていますが、引き続き啓発を行う必要がある。そして、「交通弱者である高齢者の外出支援に向けた取り組みが必要である」というようなことが記載されているわけです。

それについて、このような啓発などをしていきましたというような答弁でしたが、これは地域公共交通協議会の中で、湖東定住自立圏の部会の中でどのような検討がなされたのかということ、どのような意見が出た、そして検討がなされたということをお聞きしておりますので、工夫していきたいと言われましたけれども、それがそこで出てきた検討であるのかどうかということについては、ちょっと判断がしかねますので、それについてどのような話し合い、協議がなされたのかということについて答

弁を再度求めておきます。

そして、もう1つについては、「独自の施策については今後の課題」というふうに答弁されましたが、はじめの答弁の中では、それができないというふうに言われていたと思いますので、それができない理由は何なのかと私は再質問でお聞きしました。そういうことで、最初の答弁でそう言われたので、それができない理由は何なのかとお聞きしたわけで、今後の課題というふうに言われたということは、できるということになるのでしょうか、独自の施策ということが。できるということになるのだったら、前向きな方向でいいと思うのですが、理由は何なのかと聞きましたので、そこら辺がちょっと質問に対する答弁というには少し違うのかなと思ったので、もう一遍答弁を求めておきまして、独自の施策としてできると思っておられるのか、今後の課題と言われたので、どうなのか。できないのなら、その理由は何なのかということについて、明快な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 総合政策主監。

○総合政策主監（林 定信君） まず1点目、高齢者のこの制度に対する理解ということでございますけれども、当初、平成22年に導入されてから1年後に、ちょっと制度がわかりにくいということで利用料の減額等利用の単純化という形で改善が行われております。そういう中で利用の促進を図ろうということが改善が行われていまして、その後につきましては、十分検討がなされたということは把握しておりません。ただ、愛のりタクシーの利用に関するチラシ等につきましては、非常にわかりにくい一面がございますので、もう少しわかりやすいものを工夫するということは考えていきたいと思っております。

独自の施策についての質問でございますけれども、それにつきましては瀧議員の方から豊郷の巡回バスの例を示してのご質問がございましたけれども、愛のりタクシーの制度だけではなくて、もう少し広い、包括的な内容での検討していくということでございます。先ほど最初の答弁で申し上げましたように、愛のりタクシー自体は1市4町で取り組んでおるものでございますので、私どもだけでなかなか1つの変更等を実施していくわけにはまいりませんので、その包括的な内容での課題の解決という形での答弁をさせていただいた次第でございます。

○議長（本田秀樹君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時56分

再開 午前10時15分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 嶋中まさ子君

○議長（本田秀樹君） 2番、嶋中まさ子君。

[2番 嶋中まさ子君登壇]

○2番（嶋中まさ子君） 2番、嶋中まさ子。一般質問をさせていただきます。

1つ目に、ふるさと納税制度の積極的活用を求めるということについて、2点質問します。ふるさとを離れて他府県に住んでいる人が、生まれ故郷や気に入った町などに納税できる「ふるさと納税」制度が2008年度から始まっているが、当町に納められている「ふるさと納税」の額はどれくらいで、今年のふるさと納税者の人数はどれくらいあったのか、お聞きします。また、これまでに納税者や金額は順調に伸びてきているのでしょうか、お尋ねします。

2点目が、この制度は自分の出身地だけでなく全国の気に行った自治体にいくつでもふるさと納税ができるということで、各自治体でこのふるさと納税制度を活用して参加型プロジェクトを提案し、納税者の寄付によってその事業を推進しているところもあります。また、納税者が一定の額以上を納めると、地元の特産品をプレゼントするという取り組みも多くの自治体で行っています。

県内では今のところ栗東市が、1万円以上の納税者に対してイチジクジャムの詰め合わせや清酒などのほか、JRA栗東トレーニングセンターで調教されている競走馬が実際に使ったゼッケン（限定数20枚）をプレゼントするというユニークな取り組みをしているようです。

しかし、当町は5,000円以上納めた人に「広報あいしょう」を送るのみで、とてもふるさと納税者にとって魅力あるものとは言えないと思います。

当町もこの制度をもっと積極的に活用して、まちおこしの一環にするべきであります。例えば、これから展開しようとしているSICの活性化施設、旧郡役所や街道交流館などの活用計画について具体的な提案をし、それらを応援して1万円以上の寄付をしてくれた人たちには町の特産品のお米・山芋・66うどん・清酒などをプレゼントする。また、5万円以上納付してくれた人には町の伝承工芸品の「びんてまり」を

送るなどの様々な特典が考えられます。こういった参加型プロジェクトの取り組みの提案は納税者にも魅力的で、また節税対策にもなるようで、愛荘町が故郷でない人からの納税者も増えるのではないかと期待できます。

任期もあとわずかになった町長ではございますが、ぜひ、まちおこしの先頭を切って、このふるさと納税制度についてもユニークな取り組みの実績を残していただきたいと思いますが、これらのことにつきまして町長の見解を求めます。

2つ目の質問ですが、東京オリンピックに向けて、アーチェリー競技人口の増加育成を求めます。既にご承知のとおり、2020年に東京での開催が決まったオリンピックに向けて、愛荘町内の地元だけでなく近隣中高生などのアーチェリー競技人口増加育成の強化策を行っていったらどうかと考えます。ちょうどこの年は愛荘町が合併して満15周年目になるようです。そのことも踏まえて、県内に唯一のアーチェリー場を持つ当町の独自の取り組みを積極的に展開して、町の活性化につなげていければいいと思うが、教育長の見解を求めます。以上です。

○議長（本田秀樹君） 町長。

[町長 村西俊雄君登壇]

○町長（村西俊雄君） それでは、私の方から「ふるさと納税制度の積極的な活用について」、お答えをさせていただきます。

当町のふるさと納税制度は、「がんばる愛荘町まちづくり応援寄付金」という形で平成20年度から開始し、6年目であります。現在までに納めていただいた善意の合計は、延べで22人、404万1,000円となっております。全額を「がんばる愛荘町まちづくり基金」に積立をさせていただいております。

年度ごとの経過ですが、平成20年度5名の方から6件で158万円、平成21年度5名の方から5件で45万6,000円、平成22年度3名の方から4件で44万円、平成23年度4名の方から5件で92万円、平成24年度5名の方から6件60万円、平成25年度本日現在1名の方から1件4万5,000円となっております。町内外から毎年、決まって寄付いただいている方が大半であります。

しかしながら、ふるさと納税者数・金額ともに伸びている状況にはございません。

ふるさと納税につきましては、寄付者の意思を尊重し、寄付金の用途についてご希望を聞かせていただいております。その内容は、安心すこやか健康・福祉のまちづくりのための事業に154万4,000円、環境のまちづくりに対して50万円、共に育つ

学びと文化のまちづくり事業に 118 万 2,000 円、その他 81 万 5,000 円となっておりまして、今後、基金の有効活用を考える事業にこれを充当を検討していきたいと考えております。

また、寄付を促進するため寄付者に町特産品を贈るというご提案についてでございますが、現在は、寄付を申し出ていただいた方に、私からその都度、感謝の気持ちを込めて直接お礼の電話をさせていただいております。また、文書でのご礼状、町の動きをお知らせする広報などをお送りをしております。

愛荘町の特産品を送ることについては、当町も促進策として過去に検討課題として検討したことがございましたが、今のところ実現できておりません。他の市町も実施しているところも多く、町特産物のPRにもつながることがございますので、今後この制度の周知啓発とあわせて、具体的に検討して取り組んでいきたいと考えております。

○議長（本田秀樹君） 教育長。

〔教育長 藤野智誠君登壇〕

○教育長（藤野智誠君） 嶋中議員の「東京オリンピックに向けたアーチェリー競技人口の増加育成について」のご質問にお答えをいたします。

本年度より、親子対象や中学生以上の一般の方を対象にアーチェリー教室を開催いたしました。特に親子対象は大変反響があり、募集定員を上回る参加となり、大変喜んでいるところでございます。次年度におきましても、引き続きアーチェリー教室の開催、また新たにアーチェリークラブの結成も考えており、地元のみならず近隣も含めアーチェリークラブに加入していただけるよう、競技を普及させたいと考えております。

また、本年度全国高等学校体育連盟「高体連」の春季・秋季、滋賀県民体育大会（夏季大会）におきましても、県内の各高校（大津商・草津東・虎姫・栗東・八日市南・北大津）からも、この愛荘町の中央スポーツ公園を会場に使っていただいて熱戦を繰り広げていただきました。

幸いにして、滋賀県のアーチェリー協会の会長・理事長も愛荘町在住の方でおられますし、町の体育協会の会長も滋賀県アーチェリー協会の理事長をされております。そういったことで町体育協会の中でもアーチェリーの普及に支援していただいているところであります。

また、愛知高等学校にはインターハイで優勝した監督が、秦荘中学校にはアーチェリー経験者の先生がそれぞれ赴任をしていただきましたので、今後さらなるアーチェリーの普及に期待しているところであります。

ご承知のとおり、2020年には東京でのオリンピックが決定し、2024年には滋賀県での国体開催が内々定されております。今の小学生や中学生・高校生等が、将来、この愛荘町から国体選手やオリンピック選手として送り出せるよう、できる限り支援していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（本田秀樹君） 2番、嶋中まさ子君。

○2番（嶋中まさ子君） 嶋中まさ子。再質問をさせていただきます。

私もあるところから、ふるさと納税制度の再質問をさせていただきますけれども、積極的に展開していただく方向ではございますが、ふるさと納税につきましてほかのところですごく魅力的なものがあるよということをお聞きしまして、ちょっと調べてみましたら、埼玉県宮代町というふるさと納税のところに、「江戸からある自然を子どもたちへ」ということで、ふるさと納税の目標額を決めまして、目標額500万円、町の山・自然を守る活動・事業に使いたいということで、その目標をあげて今年ずっと取り組んでおられましたから、この10月で目標額達成率136%、570人が支援して寄付してくださって、達成額が目標500万円に対して680万4,000円ということで、事業がどんどん今展開できているというところがございまして、素晴らしい、こういうことをできるのだと初めて気がついたようなことでして、それでいろいろ調べてみましたら全国のふるさと納税に対する納税した方へのプレゼントがずっと一覧になっているサイトがございまして、5,000円だったらこれだけ、1万円だったらこれということ、滋賀県を見ましたら、そこに載っておりましたのが栗東市だけでした。そういったことが見せていただいて、全国の各自治体をクリックしたらどんなことになっているかがすぐわかるようになっていまして、愛荘町をクリックしましたら出てきましたのが、がんばる愛荘町まちづくり応援寄付についてということでネットに出ていまして、だけど、「広報あいしょうを差し上げます」と、私は広報担当ですから、「広報あいしょう」を差し上げていただくのはありがたいのですけれども、これでは喜んで他町から寄付をしようという気にはちょっとなれないなと思いました。

町長がお電話くださるのも喜ばれるかも知れませんが、今後、これは来年度予算の中でないといけないということではございません。皆さんが進んで向うから

寄付をくださるわけですから、予定している額以上のものがいただける。

そして、ふるさと納税について調べていきますと、こういったことが書かれています。お礼としていろいろ特産品がもらえる自治体がたくさんあると。それから、ふるさと納税した人はそのことを確定申告の際に住所にある自治体に申告すると、寄付金控除として税金が還付されると。そういった、サラリーマンにとってはなかなか節税対策ができない中で、すればするほど、控除額によりますけれども、また自分のところに還付がされるというようなことで、そういった制度をどんどんこれから利用していただきましたら、いろいろなところでいろいろと納税者が飛び交うようになるのではないかなと。特に私たち愛荘町はいろいろな特産品がございますし、たくさん、今ほど町長が答弁していただきました中では結構長く納税してくださっている方がいらっしゃるということで、ぜひそういった方には「びんてまり」をいただいてもらったりとか、そういった町の特産品をいろいろなところに配らせていただけるような、もともと原価が要らないわけですから、納税者の中から、その寄付していただい中からそれをプレゼントするわけですから、そういったことをぜひ早急に検討して、ネットにも魅力あるふるさと納税の、全国からクリックして見られるようになっていきますから、それを発信していただきたいと切に思いますが、いかがでしょうか。答弁をお願いしたいと思います。

それから、アーチェリー場の件もぜひ積極的に回答いただきましてありがたいことですが、やはり野球とかサッカーとかいうのは、少年野球があったりサッカーチームが町にあったり、すごく裾野が広いわけですよ。そして取り組みやすいと。だけど、アーチェリーというのは大変間口が狭くて、どういうふうに取り組んだらいいのかもわからない状況だと思います。教室を開いていただいているということですが、もっと積極的な仕掛けと言うのですか、こういうことをやっているのだという仕掛けをしていく必要があるのではないかと思います。

私も以前にこのことも一般質問させていただきました時には、町長は、県内唯一できたアーチェリー場があるまちとしての使命があるとおっしゃっておられましたので、競技人口の裾野を、町内からでなくても滋賀県内からでもいいと思いますので、オリンピック選手が出ていただいたら、愛荘町のアーチェリー教室で活躍できたからこそということが一遍に知れ渡ることにもなりますので、今年度のジュニアオリンピックカップとかいうのを見ましても、出ておられるのが滋賀県では大津商業の方が 14 位

ぐらいにいらっしやいまして、今のところは近畿圏ではその方だけでしたね。ですから、まだ7年ありますよね。遠い将来でもないし、あまりにも近々にしなければならぬ、ちょうどいい期間があるわけですので、その使命感というものを再度ご確認させていただきたいと思っております、再度答弁をお願いいたします。以上です。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

ふるさと納税の熱がやや冷めつつある中で、やはりもう少し策を考えんといかんという時期には来ております。その中で、何らかの特産物でお答えするというのも1つの方策かなというふうに思います。

しかし、それをどういうふうにして普及啓発・PRするのか、そこが一番難しいところでして、やはり知ってもらうことが大事なので、そういった点について先進のところの状況等を一遍調べてみたいなと思っております。

寄付をいただいたので、その中からすぐでもできるやないかというふうにおっしゃっていますけれども、これはやはり基金を取り崩して、予算に組んでやらないと、寄付の中から差っ引いてお渡しするというわけにはいきませんので、やはりきっちりと議論も踏まえてさせていただきたいなと思っております。

○議長（本田秀樹君） 教育長。

○教育長（藤野智誠君） 再質問にお答えしたいと思います。

魅力のあるアーチェリー競技場、そういったことが今広がっておりまして、どういうことかと言いますと、自然の風を受ける、そういった中で、そして屋外でということで、近畿各府県を見ましても、愛荘町のアーチェリー場が唯一、近畿の中でそういった競技場であるということです。

そういったことで、有名な選手がどんどん集まってくるような、そういう競技場でもあると。昨年度の関西大会をやりました時も、アジア大会の優勝者であるとか、インカレの優勝者の選手がたくさん集まってきました。そういった選手たちがぜひここで競技をしたいという、練習したいという、そういう会場になっているということです。

今年度、アーチェリー教室をやらせていただいて、そのあと教室参加者で教育長杯という形で大会も持たせていただきました。また、このあとも有名な競技選手を呼び込んで、子どもたちに指導してもらおうという、そういったことも計画しているところ

です。

また、先ほど積極的な仕掛けということをお願いしたのですが、いろいろな大きな大会をこちらへ持ってくることによって、子どもたちがそれを見て学ぶという、そういった意味でのPR活動もどんどん進めていきたい、そのように考えております。以上です。

◇ 吉岡ゑみ子君

○議長（本田秀樹君） 11番、吉岡ゑみ子君。

〔11番 吉岡ゑみ子君登壇〕

○11番（吉岡ゑみ子君） 11番、吉岡ゑみ子でございます。一般質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、男女共同参画社会の推進に関して、愛荘町の取り組みについてお尋ねいたします。

ご承知のとおり、男女共同参画社会とは、「男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参加する機会が確保され、男女が均等に政治的また経済的・文化的利益などを受け入れ、自分のものとし、共に責任を負うべき社会」を言いますが、国では平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行されております。これの実現のための基本理念として、国際的協調、また男女の人権の尊重、社会における制度または慣行についての配慮、家庭生活における活動と他の活動の両立、政策等の立案及び決定への共同参画の5本の柱が掲げられております。

また、国や地方公共団体と国民がそれぞれ果たすべき責務や基本的施策が定められており、地方公共団体の責務としては、基本理念に基づき男女共同参画社会づくりのための施策に取り組むとともに、地域の特性を活かした施策の展開を図ることと定まっております。

県においては、平成10年に「滋賀県男女共同参画計画～パートナーしが2010プラン～」が設定され、平成13年には「滋賀県男女共同参画推進条例」が制定されております。また、平成15年には平成10年に制定されたプランの改訂がされ、男女共同参画の取り組みが着実に進められております。

愛荘町においては、平成20年1月に策定されております「愛荘町総合計画」の中に、「男女共同参画社会の構築」をうたっております。また、愛荘町総合計画を受け国

や県の動向を踏まえ、平成21年10月に「できることからはじめよう、男女（ともに築く愛のまち」を基本理念に掲げ、「愛荘町男女共同参画推進計画」が平成30年までの10年計画として策定しております。

この計画では、社会あらゆる分野で男女の平等を具体化し、ともに責任を担う社会を形成する取り組みである男女共同参画を推進していくための総合的な計画として、愛荘町が実施すべき施策の基本的な方向や内容を明らかにされたところであります。

また、この計画には法に定められております「市町村男女共同参画計画」および「DV（ドメスティック・バイオレンス）防止法の市町村における基本計画」として位置づけされております。

作成にあたっては、町民アンケートを実施し、現状と課題を洗い出し、愛荘町における課題整理がされ、町行政のあらゆる分野に男女共同参画を切り口として取り組むよう、取り組みの内容や施策の方向性などが計画されております。そこで、以下数点について総合政策主監にお尋ねいたします。

まず1つ目に、DV やセクシャル・ハラスメントなどについて、報道を見聞きする限り多くの被害者がおられますが、本町においても少なからず被害者がおられるのではないかと推測いたします。その実態はどうか。また、被害者における相談窓口の設置、相談体制などはどのようにしておられるのか、お尋ねします。

2つ目でございますが、計画の推進体制の中で、「全庁的に男女共同参画の視点を浸透させるとともに、庁内関係課と連携強化を図るため、男女共同参画推進本部における調査・研究を積極的に行います」とうたわれておりますが、どのような構成メンバーで、何を主に調査・研究されてきたのか、お尋ねいたします。

続いて3つ目に、住民・企業等との連携の中で、「住民自らが家庭や地域、職場などにおいて自発的な行動をとることができるよう、様々な媒体を通じた広報・啓発活動を行います。また、活動を行っている団体等の把握に努め、ネットワークづくりを進めるとともに、各団体と行政が連携を図りながら、施策を推進します」とありますが、具体的にどのような施策を講じてこられたのか、お尋ねいたします。

続きまして4点目でございますが、「町内の各企業等が男女共同参画社会の必要性また重要性を認識し、主体的に取り組むことができるよう、広報・啓発活動を行います」とありますが、各企業等にどのような広報・啓発活動を行い、その成果はどうであったのか、お尋ねいたします。

最後に、この計画が策定され早4年余りが経過しております。男女共同参画社会の構築も地域に浸透してきたものと考えておりますが、女性の管理職登用、地域や行政における役員や委員等の女性の登用など総合的に考え、成果はどうであったのか、今後さらに推進していくには何が必要と考えておられるのか、お尋ねいたします。

続きまして2点目の質問でございますが、愛荘町都市計画マスタープランについて、まちづくりの将来像についてのお尋ねをいたします。

都市計画マスタープランについて、都市計画法に基づき、住民に最も近い立場にある市町村が、都市づくりの課題に対応するとともに、住民の意見を反映させながら都市づくりの具体的な将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像や課題に対応した整備方針・都市社会・経済活動などを支える諸施策の計画などを定めるものであります。

愛荘町を含むこの地域は、滋賀県の「湖東都市計画区域」に含まれ、東近江市の一部（旧の愛東町・湖東町）を区域に入れた未線引都市計画区域として、平成16年4月に滋賀県において都市計画区域の整備、開発及び保全の方針が決定されております。

滋賀県では平成12年を基準年として、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、10年間の都市計画の基本的方向と具体的な事業についても、この10年以内に整備することを目標とされ、決定されております。この計画は合併前の計画であります、当時関係町の意見を参考にして決定されたものと考えております。

合併後、愛荘町総合計画、今ほど申し上げましたが、滋賀県が策定する都市計画区域の整備・開発及び保全の方針に即し、平成21年3月に「愛荘町都市計画マスタープラン」いわゆる愛荘町の定める都市計画の方針が、目標年次を平成40年度に置いて定められております。

この計画には、「誰もが安心して安全に暮らせる集約型生活圏づくり」「適正規模の市街地と自然や農業と調和の取れたまちづくり」「産業基盤が強化された活力のあるまちづくり」等々、6つの都市づくりの基本理念を受けて「豊かな自然と活力が調和し、人々が元気で輝き、安全で健やかに暮らせるまち～町民との協働のまちづくり～」を愛荘町のめざすべき将来像としています。

また、本町の地形的な特性を踏まえて「市街地」「田園居住地」「農業」「工業等」「森林」の5つのゾーニングした土地利用の基本的な枠組みが示されております。また、町民生活や企業活動などに関連する様々な都市機能が集まる都市拠点や、国道・名神

高速道路などを都市軸と位置づけ、広域的・人的な交流や情報、物資の交流の充実を図るなど、きめ細かな計画となっています。

一方で、まちづくりの主要課題もあげられています。課題を克服してこそ、まちづくりは為し得るものと考えます。

湖東三山スマートインターチェンジが開通した今、都市計画マスタープランの各種計画に基づき、本町における賑わいや活性化などにつなげる今後のまちづくりを真剣に検討する時期が来ていると思います。そこで、産業建設主監にお尋ねいたします。

まず、本町の計画は平成21年3月に策定されておりますが、現時点で具体的な事業として何ができたのか、また、目標年次を40年とされておりますが、滋賀県の計画では概ね10年間の整備目標として決定されています。本町の計画で平成31年頃にどの程度の進捗を想定されているのかもお尋ねいたします。

次に、都市計画は国土交通省の所管であり、本町には農業振興地域いわゆる青地が大半であります。大規模開発を進めるにあたって、関係省庁で考え方に隔たりがあると聞き及んでおります。この計画を進めていくについて、農業振興地域の課題を解決することが先決と考えますが、都市計画マスタープランに即した計画実施に関し、農林水産省や県の考え方はどうなのか、お尋ねします。

また、当地域は未線引き都市計画区域となっておりますが、用途指定をすることによって商業施設や工業誘致など容易になるのではと考えますが、今後の見直し時期に、ゾーニングに基づく線引き都市計画域への変更の考え方はあるのか、お尋ねいたします。

最後に、町長にお尋ねいたします。町長は就任以来、企業誘致を大上段に掲げ、トップセールスとして各企業を訪問され、誘致活動を展開されるなど努力されてこられました。しかし、厳しい経済情勢や旧町時代に「農村地域工業等導入促進法」で造成整備され民間企業が保有している遊休地の課題、農業振興地域との関連で造成が難しいなど進んでいないのが現状と考えます。

本町の都市計画の中でも工業等ゾーンが設定され、新たな流通系等の産業誘致を含めて産業機能の集積を図ります」とありますが、企業誘致を含め、この都市計画のマスタープランを活かした今後のまちづくりのあり方をどのように考えられておられるのかお尋ねいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長（村西俊雄君） 吉岡議員のご質問のうち、「企業誘致を含めた都市計画マスタープランを活かした今後のまちづくりについて」、お答えをさせていただきます。

湖東三山インターチェンジの開通を契機に企業誘致を促進すべく、先般、上場企業数千社のうち内需型企業を中心に、食品・流通・運輸・観光など約 500 社にインターチェンジ開設チラシとあわせて、事業適地として企業が有する用地についての立地パンフレットを郵送いたしました。

昨今の日本の経済状況は上向きではありますが、地方経済にまでは及んでおりません。日本経済を支えてきた大企業製造業はグローバル化し、国内の地方工場は海外移転が進み、誘致どころか工場の転出・縮小を防止するのに躍起といった状況であります。

さらに、アベノミクスの経済成長路線に則り、企業法人税の減税、企業復興税の前倒し廃止、自動車取得税廃止、償却資産にかかる固定資産税廃止など、企業負担の軽減策が猛烈に進んでいます。当町におきましても、地方法人住民税などはかつての 10 分の 1 に満たない状況となっています。たとえ国内で立地する工場でも、多くの雇用を伴わないものに限定され、いまや企業誘致は昔ほどの効果がないと言われております。

さらに、本町は優良農地に囲まれ、ますます規制が強化される中で、新たな開発ができないということが大きな壁になっております。先般、大変ショッキングなお話を聞きました。町外のことではありますが、市街化調整区域の中で農業振興地域で出された競売物件は買い手がなく、1 反ようやく 3 万円で落ちたということでもあります。つまり、将来の夢を失った農地の資産価値が激減しているということでもあります。市街化調整区域を設定するような都市計画は絶対やるべきでないとは考えております。

ともかく、都市計画マスタープランに掲げる「東西の都市軸と道路網の整備」は欠かせず、産業構造の変化に対応した土地利用のあり方、ゾーニング構想に沿って規制解除できる具体的な方策などが今後の課題と考えております。

発想の転換を図ることが大事でございまして、今考えておりますのは、これまでの視点を大きく変え、大規模な公共的施設を誘致してはということを考えております。その 1 つ、今後心配される南海トラフ巨大地震や津波、フィリピンを襲った巨大台風による高波、また原子力発電所の事故など、大規模広域災害に備えるための広域防災

拠点を、近畿・東海・北陸の交通結節点である湖東三山スマートインターチェンジ近辺に設置することを、国や県に働きかけようと考えております。

その基本的コンセプトは、被災地に直ちに出勤できるヘリコプター・ブルドーザーなどの救出救援資材の倉庫、テントや水・食糧・トイレなどの緊急支援物資の倉庫、1万人分の仮設住宅資材の倉庫や仮設住宅用地をそこに確保する。被災地の国・地方機関の機能を維持する業務継続基地の設置、防災・救援・避難などの研修・訓練施設など、20haは要するような施設を提案しようと考えております。

これは一例であります。有効な土地利用、雇用の促進、税金など地域経済の活性化をめざし、常識的にならず大胆な発想で視野を広く持って、みんなで叡智を絞る時だというふうを考えているところでございます。

○議長（本田秀樹君） 産業建設主監。

〔産業建設主監 北川元洋君登壇〕

○産業建設主監（北川元洋君） 吉岡議員ご質問の都市計画マスタープラン関係の2点について、答弁をさせていただきます。

本町の都市計画マスタープランは、都市計画法に基づいて県が策定した「湖東都市計画区域マスタープラン」に即して、平成21年3月に概ね20年後を目標に策定したものです。本プランは、町の将来像や整備方針を示すものであり、即地的かつ具体的な計画内容を示すものではございませんが、中央スポーツ公園の整備や湖東三山スマートインターチェンジの開設、道路網の整備などは本マスタープランとの整合を図りつつ取り組んできたところでございます。

こうしたことから、具体的な進捗率等はお示しできませんが、今後もマスタープランの整備方針等を各種の計画に活かしていきたいと考えております。

次に、愛荘町都市計画マスタープランと農業振興地域の関連についてお答えさせていただきます。今年度、当町は「愛荘町農業振興地域整備計画」の見直しを行っていますが、この計画は「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき策定するもので、同法第10条に都市計画や総合計画との調和を保つことがうたわれております。

また、本整備計画は県が策定する「農業振興地域整備基本方針」に適合させることとなっており、平成22年12月、県は本基本方針において平成32年までに県下で約5万haの農地を確保するとしており、同時点での当町の農地を1,519haと定めていることから、現状では具体的な計画を持たない段階での農地の減少はできない状況

にあります。

最後のご質問のゾーニングに基づく線引き設定についてでございますが、今日まで進んできた宅地造成の状況や社会情勢を考えますと、線引きは法的拘束力も強く課題が多いため、現時点では線引き設定のための都市計画の策定は困難と考えております。よろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 総合政策主監。

〔総合政策主監 林 定信君登壇〕

○総合政策主監（林 定信君） 吉岡議員の質問のうち、男女共同参画社会の推進に関する愛荘町の取り組みについて、お答えいたします。

まず1点目、DVやセクシュアルハラスメントにおける本町の実態と相談窓口や相談体制でございますが、実態に関しては、共にプライベートでまたデリケートなことです。ですので十分な把握はできていませんが、DVについては年間数件程度の相談があります。

DVやセクシュアルハラスメントの被害者の多くが女性であり、悩みを抱えていてもどこに相談すればよいのかわからないという方もおられるようです。町では、社会生活・日常生活で女性が抱えるあらゆる悩みに対しての相談窓口として、臨床心理士による「女性の悩みカウンセリング」を毎月1回無料で開催し、心理的ケアを行っています。また、より多くの女性がこうした相談窓口を活用できるように、防災行政無線・広報・ポスター等で広く周知を図っているところでございます。

DVに関する相談につきましては、児童虐待と関連するケースも多いため、子ども支援課や健康推進課と庁内連携するように努めております。また、管轄である滋賀県湖東健康福祉事務所の担当者とも連携を図りながら対応しております。

2点目、男女共同参画推進本部の構成メンバーおよび調査・研究の中身についてでございますが、推進本部は課長会議構成メンバーで組織しており、計画の進捗状況の調査および管理を行うこととしております。男女共同参画は、その取り組み内容が幅広い分野にまたがっているため、全職員にその意識の浸透を図る必要がありますが、推進本部における事業点検や調査等については、現況で十分な対応ができておりませんので、次年度以降改善してまいりたいと考えております。

3点目、住民・企業との連携の中でのネットワークづくり対策についてでございます。住民・企業に対する啓発は、町広報紙で年4回、男女共同参画に関連した記事を

掲載しており、家庭・地域・職場での男女共同参画社会実現のための実践を呼び掛けております。

企業に対しては、県が実施する「パートナーしがの強調週間」や国が定める「仕事と生活の調和推進月間」の際にも広報で啓発活動を実施し、ワークライフバランスの重要性と意義について情報提供を行い、意識の高揚に努めています。今後も多様な主体による男女共同参画の視点を活かした連携・協働をめざして、ネットワークを構築していきたいと考えております。

平成25年度の実施でございますけれども、実績といたしまして、6月号で男女共同参画週間について周知しておりますし、9月号また12月号ではDV被害について取り上げております。また3月号の予定でございますけれども、「男女共同参画の視点から考える防災」を特集する予定でございます。

4点目、各企業への広報啓発活動とその成果についてでございます。企業に対しては、企業内同和問題研修推進班員が毎年7月と2月に従業員10人以上の企業に対し訪問活動を行い、従業員に対する同和問題研修の実施と、公正な採用選考のシステムの確立および差別のない明るい職場づくりの実践をお願いしているところでございますが、その中で、ワークライフバランスの啓発チラシなど男女共同参画の視点に立った配布物をお願いしております。

企業におきましても仕事と生活の調和は大きな課題であり、人材の育成・確保を視野に入れた独自の活動を展開され、一定の成果をあげられているところであります。男女共同参画については、その意識付けが重要なことから、今後も企業や地域に向けての啓発活動を継続してまいりたいと考えております。

5点目、男女共同参画推進計画策定後4年が経過したが、総合的な成果はどうであったか、さらに推進していくには何が必要かということでございますけれども、まず、管理職職員が従事する割合でございますが、町内でのデータはございませんけれども、滋賀県の管理的職業に従事する女性の割合は10%程度となっております。全国的には本県は若干低い数値ですが、徐々に上昇しているようでございます。

ちなみに、愛荘町役場の女性の管理職は、平成25年度にあつては10人で、率にいたしますと28.6%で、滋賀県下自治体の平均が14%程度でありまして、本町役場は県下でも最も高い比率となっております。

各審議会等の委員では、県下でも女性の登用が徐々に浸透しておりまして、男女の

それぞれ視点が反映されるようになってきております。地域におきましても、PTAや子ども会で女性が活躍されるようになっていますが、自治会活動等一部の活動におきましては、まだまだ男女の固定的な役割意識が強いことが伺えます。町では、このように根強く残る固定的な意識を払拭するための啓発を今後も継続していきたいと思っております。

男女が平等に活躍でき、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、計画に基づいた施策を進めてまいりたいと思います。以上、答弁いたします。

○議長（本田秀樹君） 11番、吉岡忍ミ子君。

○11番（吉岡忍ミ子君） 再質問をさせていただきます

まず町長への質問でございますけれども、先ほど広域防災拠点を近畿・東海・北陸の交通接点である湖東三山スマートインター近辺に設置することを国・県に働き掛けるよう考えておりますということをおっしゃっていただきました。考えてみたらこういう大きいこと、夢のようでもありますし、また夢は見続けますと実現するということも聞き及んでおりますので、こういう素晴らしい考えをこれから町長としてやっていっていただきたいと思っておりますので、その答弁をもう一度、どのようなふうに、詳しくというのか、細かくというのか、そういうところをもう一度聞かせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

そして、男女共同参画社会の推進に関して、先に総合政策主監にお尋ねいたします。今ほど縷々答弁いただきました。男女共同参画社会の推進は、人権問題と同様、あらゆる行政行為の中に啓発活動を位置付けることが重要であり、住民一人ひとりがこのことを認識して実践することが必要と私は考えております。

質問でも申し上げましたけれども、本町では21年10月に愛荘町男女共同参画推進計画を策定し、また、男女共同参画社会の構築に向け努力していただいておりますが、なかなか成果が見えてこないのが現実であると思っております。役場における女性の管理職の登用は、先ほど県下に比較し比率が高いことは、本当に嬉しい限りであります。しかし、このことが企業や地域自治会などに浸透しているかと考えますと、まだまだ浸透していないように思われます。そこで、国や県の強調月間やまた推進月間に合わせて啓発活動を行っていただくのもよいのかなということも思っております。また、本町で独自で工夫を凝らした啓発活動ができないものなのか考え、また、例えば企業や地域住民を対象にしたフォーラムとか講演会などの実施は考えておられないのか、お

尋ねいたします。

また、企業は地域の一員として社会的問題に取り組むという機能を持つことが重要になっております。このことを企業の社会的責任には人権の項も含まれ、男女雇用機会均等法などの課題もあります。これらのことから、企業に対する啓発を強化していただくことはどうかということも続いてお尋ねいたします。以上です。

次に、また愛荘町都市計画マスタープランについてのことを産業建設主監にお尋ねいたします。繰り返しになりますが、「都市計画マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、都市づくりの課題に対応しつつ住民の意見を反映させながら、都市づくりの具体的な将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像とか、また課題に対応した整備方針、都市社会、経済活動などを支える諸施策の計画を定めるもの」とされております。

その中で唯一、平成15年に都市計画が決定されております。先ほどの答弁の中で、「中央スポーツ公園や湖東三山スマートインターチェンジが本計画と整合を図りつつ取り組んできた」と答弁いただきました。この計画に基づいてポイント的に進めていただくのは結構ですが、愛荘町を5つのゾーニングし、将来の都市像の骨格を明らかにしていますが、この計画とまちづくりの整合性が果たして取れるものか疑問視するところではありますが、答弁で、「今後もマスタープランの整備方針などを各種の計画に活かしていきたい」ということをおっしゃっていましたが、具体的にどのように活かしていかれる考えをお持ちですか、お尋ねいたします。

また、農業地域との整合ですが、「現状では具体的な計画を持たない段階での農地の減少はできない状況にあります」と答弁いただきましたが、企業誘致など面的に具体的な計画が遡上した時に、農振除外などの措置は講じられるのか、そのところをお尋ねいたしまして、再質問を終わらせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） 再質問にお答えをさせていただきます。

先ほど大規模な広域防災拠点の提案をさせていただきましたけれども、この発想の始まりは、インターチェンジはできる、そしてまた西の方にはたねやの前辺りの、かつて提案のあったところですがけれども、広大な農地を何とか政府の方の商業地域あるいは工業地域の指定ができないか、インターチェンジ周辺にもそういったものがないかということを検討してまいりました。

都市計画担当の嘱託がいるのですけれども、彼にも宿題を出したのですけれども、都市計画、県の方の考え方、国もそうなんですけれども、具体的なものがまずなかったら、いくら構想があっても、そこに何をつくるのかという具体的なものがなければ絶対に認められないというのが現状ですよと。単純に先行的に工業団地をつくるといっても、これはもう農地をつぶすことはできません。そういった中で、その都市計画担当の嘱託の1つの発想として防災拠点はどうだろうというのがありまして、これかなというひらめきが1つあったわけです。

その後いろいろ調べてみまして、先ほどのごく概略の話を申し上げたところですが、今、全国町村会を通じて、国のそういった危機管理担当の方のセクション等も今調べているところですが、関西広域連合では防災拠点の話がちょっとあるのです。しかし、関西広域連合からいくと、滋賀県の、しかもこの愛荘町周辺はかなり北に偏ってしまっている。そこでもっとこの地の利を生かせば、東海・北陸・近畿含めた、3,000万人以上あると思うのですけれども、そういった構想の中でこういったものがぜひこれから必要でないのかと。もっと言えば、日本列島の中でもそういうものをブロックで各地に設ける必要があるのではないかと、こんな発想を提案していきたい。簡単にこれが実現できるとは思いませんけれども、やはりそういうことを展開していきたいと思っています。

そういうものであれば国の機関でありますから、農地であっても可能性がある。もう1つ案があるのですけれども、まだちょっと、違う案ですが、まだこういう広域の場で申し上げる熟度まで行っていませんので、申し上げられませんが、これと同じぐらいの規模の発想をもう1つ考えているところでございます。

○議長（本田秀樹君） 産業建設主監。

○産業建設主監（北川元洋君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

5つのゾーニングと各種計画の関わりということだとお聞きいたしました。今のところでございますと、資源価値ゾーン、田園居住地ゾーンと、それぞれ5つのゾーンが設定されております。そうしたものにつきましては、今後、各種の計画の中で、今答弁の中でも申し上げました農業振興地域整備計画ならびに地域防災計画・環境基本計画、こうしたものの中にそうしたゾーニングの設定の位置づけの部分を考慮しながら計画を定めていくという意味でございます。

また、「今後大きな計画ができた時に農地はどのように減少していくのか」というご

質問に対してでございますけれども、今ほども町長の答弁がございましたように、具体的なものを示すということが大切かというふうに思っております。都市計画法そのものは、農林業との調和を大きく理念にうたっております。そうした中で、吉岡議員のご質問の中にもありましたように、一定、用途地域の指定ということも可能ではございますけれども、用途地域を指定するには農用地区域、いわゆる青地は用途地域の指定はできないということになっております。そうしたことにおきまして、やはり除外等をして、青地から外して用途地域をしていくなり等々の手段が必要かというふうに考えておりました。やはり、何度も町長の答弁とも重複いたしますけれども、やはり具体的にその位置をどこにどうするのかと、そこにどのような町として計画を持つのか、そこが大きなポイントになろうかというふうに考えておきまして、それに基づきまして、それで町のためにやむを得ず農地を減少させるのであれば、将来のまちづくりのため必要であれば、そこはまた検討をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 総合政策主監。

○総合政策主監（林 定信君） 吉岡議員の男女共同参画の再質問についてお答えいたします。

県等におきましても、男女共同参画につきましても、調査あるいは啓発等の事業が中心でございます。しかし、徐々に統計等の結果を見ておりますと改善の方向にあります。しかしながら、県の実態調査などを見てみますと、都市部はやはり男女共同参画の意識の浸透についても早いのですけれども、郡部につきましてはまだ保守的な土壌が残っているというのが見て取れるかと思っております。

今後は、独自の事業等でございますけれども、他の課とも連携を取りながら、フォーラム等につきましても検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◇ 城貝増夫君

○議長（本田秀樹君） 3番、城貝増夫君。

〔3番 城貝増夫君登壇〕

○3番（城貝増夫君） 3番、城貝増夫です。一般質問を行います。

まず、湖東三山スマートインターチェンジ関連で2点の質問をさせていただきます。

当町の長年の念願であったインターチェンジが開通し、1 か月余りが経ちました。産業活動の活性化や観光振興、また、緊急輸送などにその効果が発揮されることを期待するものであります。

さて、質問の1点目は、国道307号インター交差点の横断歩道についてであります。小学生の通学路になっているこの横断歩道は、以前は押しボタン式の信号でありまして、ボタンを押せば車道側が赤となって車は止まり、歩行者が安全に渡れる方式でありました。ところが、県道インター線の取り付けにより、横断歩道は少し離れた交差点に移設となりまして、押しボタン方式ではなくなり、一般的な交差点方式の信号となりました。すなわち横断歩道の歩行者用信号が自動的に青になると同時にインター線の車道用信号も青になり、歩行者が歩き始めると車も発信することになるため、横断歩道上で歩行者と車がかち合う形となります。小学生の登下校時、青信号になって横断中の低学年3人の子どもの至近距離で、インターからの左折車が急停車する場合やすり抜けていく場合があります、危険極まりない状態になっております。

この件に関しては、地元松尾寺区より役場や小学校に信号機の改善要望が出ているところでありますが、特に学童やお年寄りが307号線を横断する場合、非常に危険でありますので、押しボタン方式により307号やインター線の車道用信号が全赤となる歩車分離式の信号機に一刻も早く替える必要があるが、公安委員会との折衝はどのようになっているか、お尋ねをします。

2点目は、国道8号からのアクセス道路についてであります。昨年度、町の説明では県の案ルートとして、豊郷町高野瀬の交差点より県道を東へ進み、目加田を経由して町道名神国八線につなぐルートと、そして平成24年9月議会で答弁のあった、町の中軸道路として石橋・川久保を経由して豊郷町吉田から名神国八線につなぐ町の案ルートの2本がありましたが、これらのルートの進捗状況はどうなっているか、お尋ねをします。

次に、今、国において進められています教育委員会制度の見直しについて、町長ならびに教育長に質問をさせていただきます。

大津市のいじめ自殺事件をきっかけとした同市教育委員会の対応経過は全国に波紋を広げ、現行の教育委員会制度そのものが問われる事態にまで発展し、教委の廃止論・無用論が紙上をにぎわしている昨今であります。

今日、各政党においてもそれぞれの教育制度改革を主張するところとなり、国にお

いては教育再生実行会議を経て、現在、文部科学省の中央教育審議会において教育委員会制度の見直しが検討されているところであります。

その中身は、これまで教育委員会の中で建前で互選されていた教育長を、地方公共団体の長である首長が直接、任命・罷免すること、そして最大の焦点として、教育行政の決定権を首長に移すか、教委に残すかの2案が審議されているところであります。

教育委員会は、教育長を含む5（6）人の教育委員で構成され、教育長を除き非常勤であります。戦前の教訓からレイマン（一般人）コントロールが特色であり、発足時は公選制でありましたが、昭和31年から議会の同意を得て首長が任命する現行の制度に変わりました。従来より、教委代表者の教育委員長と実務を統括する教育長との併存により、責任の所在があいまいといわれてきましたが、実態として常勤の教育長が教委全体を仕切っているのが実情であります。非常勤の委員が月1～2回の会合ですべてを決めるのには無理があり、大津市の教委が迅速に機能しなかった一因でもあります。また、その責任の重さに見合った報酬額等に待遇を改善すべきとの声もあるところであります。

一般論として、教育委員は保護者から最も信頼されていいはずが、どこの自治体でもあまりその人は知られていないのが実情ではないでしょうか。

教委制度をめぐっては、「訴訟が起こったら受けて立つのは首長、権限と責任を一致させるべき。直接選挙を経た首長でなければ教育方針に民意を反映できない。教育行政トップの文部科学大臣は政治家、地方も同じ」として、教育長を首長の指揮下に置くべきとの意見があり、他方で、首長の交代によって教育方針が左右されるなど政治の過剰な影響を懸念する声が根強くあります。こうした中、ご承知のとおり中教審はつい最近、その答申案を示したところでありますが、今進められている教委制度の見直しについて、町長はどのような見解をお持ちか伺いをします。

次に、教育界には多種多様、様々な課題があり、小中教員の給与を削減し、教行格差をなくす検討がされてもいます。今進行中の教委制度の見直しを踏まえて、市町の教育委員会のあり方について、教育長の所信をお伺いします。以上で質問を終わります。なお、質問の順に答弁がいただけたら幸いに存じます。

○議長（本田秀樹君） 町長。

[町長 村西俊雄君登壇]

○町長（村西俊雄君） 質問の順番にということでございますけれども、私の方から

まずは教委制度の改革方針についての見直しについてお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、現在、国の中央教育審議会におきまして教育委員会制度についての審議されております。全国町村会におきましても文部科学省審議官などから説明を受け、私が所属しております行政委員会でもこの問題を議論いたしており、私の意見も3回にわたって総会も含めて述べさせていただきました。この中央教育審議会にも全国町村会からも委員を送っているところでございます。

今、議論になっております主な事項は、教育委員会と首長の責任と権限についてであります。今言われたとおりでございますけれども、現行制度は、自治法上、教育委員会が合議制執行機関で、教育長は教育委員会の補助機関ということになっておりまして、事務の統括者が教育長であります。

ところが、住民からすれば非常勤の教育委員長と常勤の教育長とどちらが偉いんかと言われるほどでありますけれども、一方、首長は制度的に埒外にあつて、教育委員の選任と予算のみが所管事務であります。

現実には、柔道事故やいじめによる重大な事故が発生した場合は、社会的責任や謝罪、訴訟、賠償責任など首長にすべてかかってきます。また、教育施設におきましても、学校の統廃合問題、幼稚園・給食施設・図書館・博物館・各種スポーツ施設の設置問題など、選挙で選ばれた自治体の長が、議会にも説明し、地域の住民の理解を得て、最終責任者として執行しなければいけないものではございません。現行制度上、首長の責任と権限が一致していないというのが議論の中心課題であります。

子どもの自殺を招きたいじめ問題で大変な事態となった大津市の越市長は、全国市長会や中央教育審議会でも、首長の責任と権限を一致させることについて意見陳述をされています。私も全く同感で、先般も越市長と意見交換をいたしたところであります。

中教審では各界の意見をまとめ、近々答申されるようですが、現在の方向は首長を執行機関とし、教育長は首長の補助機関として首長が任命する。また、教育委員会は答申・建議・勧告などの諮問的機関とする案が有力と聞いているところであります。

一方、首長を責任者とした場合、教育の政治的中立性について不安があるとの意見もございます。私は、中立性の確保の観点から、例えば教科書の選定などについては、これまでどおり教育委員会事務局の業務としていいのではないかと考えております。

私はもう1点の問題として、全国町村会の場で文科省にも意見を申し述べています。それは、公立小中学校の設置者は市町村であり、教職員の身分は市町村の公務員とな

っています。ところが、市町村の公務員でありながら教員の人事発令や懲戒処分は市町村教育委員会でもなく、市町村の教育長でもありません。県の教育委員会です。このことは、教員が県費負担教職員となっていることに由来しておりますけれども、県費負担教職員といっても国の制度として国費が入っており、県が市町村の職員の人事権を持つことに強い違和感を持っているところであります。これについても責任と権限が一致していない典型でありますけれども、今回の中教審ではこの点の議論は、少し触れていますけれども、深まってはおりません。いずれにいたしましても、今後の動向を注視してまいりたいというふうに思っております。

○議長（本田秀樹君） 総合政策主監。

[総合政策主監 林 定信君登壇]

○総合政策主監（林 定信君） 私からは、城貝議員の1点目の国道307号インター交差部の信号横断歩道についての答弁をいたします。

平成25年10月21日、湖東三山スマートインターが開通いたしまして、紅葉シーズンも重なり、IC利用は1日3,000台を超えるものとなっております。当該信号につきましては、従来は押しボタン式の信号で、松尾寺南から307号に出るところで点滅式の信号機が設置されておりましたが、インター開設により信号機が北側へ移動となり、定周期式の信号となっております。

押しボタン式から定周期式に変わった理由といたしましては、スマートインターチェンジから国道307号までの間は県道湖東三山インター線であるために、滋賀県湖東土木事務所と公安委員会の中で協議をされて実施されたものでございます。

議員ご指摘の問題点につきましては、過日も通学路論点検に合わせまして、地元役員をはじめ関係者が現地で立会いを行い、現状を確認いたしました。問題点となりました中で、横断歩道の注意点喚起であるとか、視界を遮っているものの除去の問題であるとか、横断旗を設置すること、町としてできることにつきましては既に改善を行いました。ご指摘の押しボタン式については近々に再度、直接、地元委員を交え警察と協議することとなっております。歩行者の安全確保を第一に今後とも努力してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（本田秀樹君） 建設・下水道課長。

[建設・下水道課長 中村喜久夫君登壇]

○建設・下水道課長（中村喜久夫君） 城貝議員の2点目、国道8号からアクセス道

路についての進捗状況について、答弁をいたします。

滋賀県は、平成25年度から平成34年度までの10年間における道路整備計画を示した「道路整備アクションプログラム2013」を策定しております。ご質問の目加田集落の西側を通り県道松尾寺豊郷線と県道北落豊郷線を結ぶアクセスルートは、このアクションプログラムにも掲載をされており、今年度は平面測量を実施され、今後、詳細設計・用地測量等をされる予定です。

また、町道名神国八線から豊郷町吉田を通り川久保から国道8号に通ずるルートは、湖東三山スマートインターが開通し交通量も増大する可能性があることから、昨年8月に豊郷町長と愛荘町長の連名により県道昇格の要望書を提出したところでございます。

さらに、県道彦根八日市甲西線から西側の名神国八線につきましては、豊郷町の町道を経由することから、本年11月に町長とともに豊郷町長を訪ね、要望書を提出し、今後、豊郷町と愛荘町が連携しながら整備を進めていくことで了承を得ているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 教育長。

〔教育長 藤野智誠君登壇〕

○教育長（藤野智誠君） 「教育委員会制度の見直しについて教育長の所信」という大きなご質問をいただきました。総論的な感想ということでお答えさせていただきます。

昨今、いじめ・体罰をはじめとする学校現場における様々な問題から、教育行政に対する批判や問題・課題につきましては、ただいま議員が述べていただいたとおりであります。教育委員会制度の見直しや教育委員のあり方が、マスコミにおいても大きく取り上げられております。

国においては、本年4月15日に内閣総理大臣が開催する教委再生実行会議において「教育委員会等の在り方について（第二次提言）」をまとめ、「合議制の執行機関である教育委員会、その代表者である委員長、事務の統括者である教育長の間で責任の所在の不明確さ、教育委員会の審議等の形骸化、危機管理能力の不足」といった課題が指摘され、教育委員会制度改革の必要性と、地方教育行政の責任者を教育長とすることを柱とする提言がなされました。

これを受けて、中央教育審議会では4月25日に文部科学大臣から「今後の地方教

育行政の在り方について」の諮問を受け、10月11日に「審議経過報告」を取りまとめられ、次の3つの視点から制度改正の検討が行われています。①教育長および教育委員会の権限と責任の明確化。②政治的中立性、継続性・安定性の確保。③首長の責任の明確化。今後、具体的な制度設計に向けた法制的な検討を行い、幅広く意見聴取を行いながら、答申に向けてさらに審議を深めていくこととしています。

このように、中央教育審議会における答申が年内に出される見込みであり、その動向について注視していきたいと考えておりますが、特に教育の政治的中立性や継続性・安定性を確保することは大変重要なことであると考えております。また、教育を受ける側の住民にとって最善の制度はどうあるべきかという視点に様々な議論を深めていただきたい、そんなふうに思っております。

いずれにいたしましても、愛荘町教育行政における諸課題に積極的に取り組む必要があり、今後も町長部局と連携を図りながら、教育委員会として責任ある教育行政の充実を図り、愛荘町の教育理念「五愛十心」を基本に、よりよい愛荘町の教育の推進に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（本田秀樹君） 3番、城貝増夫君。

○3番（城貝増夫君） 城貝です。再質問をさせていただきます。1番目に質問させていただきまして、再質問をさせていただきます。

307号横断歩道の件でございますが、一口に言いましたら、インターからの車と子どもが接触する危険性があるということに尽きます。今ほどの答弁の中で、横断旗設置等、できることは改善したということですが、横断旗、どこにあるのだろうという小さいもので、とてもではないけど、ドライバーの目には留まらないと思われまして。

それで、答弁でもおっしゃいましたが、インターからの左折する車、特に運転席の低い乗用車タイプは、子どもが立っているところが左側に田んぼの土手がありまして、それに遮られて、ちょっと見づらい面があるということ。それともう1つは、インター線の停止線の高さが国道307号の路面の天よりもちょっと下がっているということで、ドライバーは発進する際にアクセルをふかしがちになるという悪条件が重なっているということで、大変えらいことになっているなという感じをしています。

余談ですが、遠くで見ておりますと、急いでいるのか、周りの状況次第では赤でもぐるっと回る車があるやに思います。子どもにとりましては、今まで押しボタン式でゆっくりと渡っていたものが、車と同時に出発して、近くで大きい車が急に止まると

ということで、面くらっているわけですね。「怖くて国道をよう渡らん」ということで、一時、登校を拒否するようになったやに聞いたりもしております。今私が申しました歩車分離式の信号についてですけど、ご承知だと思うのですが、この代表的なものは東京の渋谷の駅前にありますスクランブル交差点と言われる場所なんですけど、その交差点は縦横斜めにゼブラが表示されてある。歩行者用信号が青になると一斉に歩行者が縦横斜めに歩道を渡ると。その間、車は一切ストップということですね。

逆に今度は車が通行する頃になってきますと、歩行者は一切ストップになるということで、完全に歩行者と車が分けて通るといような信号形式なんですけど、私が思うのは、それを押しボタン式でそういうことが可能にならないかということなんですけど、そもそも現場の信号機を付けられましたのは、滋賀県警本部の中に交通規制課という課がありまして、そこが信号機を設置する担当となっております。信号機専門の、技術専門の職員さんがおられるわけですけど、どうも私が感じるのには、街中の歩行者の多い場所も、はたまた 307 号のような田舎の、車が通っても歩行者はほとんどいないというようなところでも、同じ設計基準でされておられるということですね。特殊な事情は全然考慮していないと、こういうように思われます。

こんなことを言うのも何ですが、公安委員会というところはあまりせつかれませんので、予算やら入札やらで、下手をしたら来年の正月どころか再来年の正月を越えてもまだ改善ができない可能性があるかと、このように私は思ったりもしております。

何とか押しボタン式にならないか。工事としては押しボタンが 2 か所と、線を引っ張ること、そしてどこの信号機にも制御機というものがあるのですが、それを触るとい工事で、そんなにたくさんお金のかかる工事ではないと思っております。地元の警察と協議するというのも答弁でありましたが、東近江警察署とともに直接工事をされます県警の交通規制課に役場の方からも出向いていただいて、直接事情を直に話をしていただいたら大変ありがたいと、このように思っているわけなんですけど、この件に関しまして答弁をお願いいたします。

続きまして、アクセス道路の件でございます。ご承知の方もあるかも知れませんが、昨日、秦荘地区では湖東土木事務所の道路交通量調査が行われておりました。これは朝 7 時から夜 7 時までの 12 時間計測で、6 か所で行われていたそうです。場所としては、307 号の上蚊野インター線、松尾寺北交差点の 3 か所と東出、安孫子、豊郷の高野瀬の国道の交差点 6 か所ということだそうですが、明らかにアクセス道路に関係

する県の調査にほかならないものと私は思っております。

県の案は、高野瀬から県道北落豊郷線を東に進むということですが、県の案は湖東の定住自立圏で検討されている関係上、愛荘としてはどうしても北に偏っているということで、あまり町としては恩恵が多くはないのではないかと思ったりもするのですが、今ほども話がありました目加田の西で北落豊郷線と県道の松尾寺豊郷線をつなぐルートがあるというふうに答弁がありましたが、この時期と用地買収等は町がされるのか、県がされるのか。また、そのでき上がった道路は県が管理するのか、町が管理するのか。その辺のところを、それが1点目です。

2点目は、今のは愛荘町の北側の方から来た車はその道を通るのは非常に便利だと。御幸橋方面、南の方から国道8号を進んでくる車にとっては、豊郷まで行くと非常に遠回りになりますので、この方面から入ってくる車はどのように誘導をしてインターの方へ進んでもらうのか。それはどう考えておられるのか、2点目をお聞きします。

それと3点目ですが、先ほどもおっしゃいました川久保ルートは県道昇格で、昨年8月に要望をしたというふうに答弁がありましたが、聞いているのによりますと、川久保のところの新幹線がちょっと低いのではないかなということも言われたりもしているということも聞いたりしています。

それの今の町の案の石橋―川久保ルートの県道昇格の要望の進捗状況はいかがなものか。わかる範囲で結構ですので答弁をお願いします。以上です。

○議長（本田秀樹君） 総合政策主監。

○総合政策主監（林 定信君） 城貝議員の307号インター交差点の再質問について、お答えいたします。

車の運転者から見た視点での田んぼの畦畔につきましては、先般、コンクリートで覆い除草をして、一定改善されているのではございますけれども、議員ご指摘のとおり若干視点が低いということで、やはりそれを越えての視野が取りにくいということで問題があるということは承知しております。

これらの問題、議員のご指摘の問題につきましては、来週に協議の場を持つことになっておりますので、その結果を踏まえて、議員申されました交通規制課等の協議につきましても、必要に応じて場を持っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（本田秀樹君） 産業建設主監。

○産業建設主監（北川元洋君） それでは、1点目のインターの左折の件について、若干説明をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、左折のところにちょうどインターから下りてきまして307号に出たところで左折する時に、土が盛っておりました。その関係につきましては、ご指摘のとおり視界に入って歩道の通行の部分が見えないということで、S I C活性化施設の今造成工事がもう間もなく完成するのですけれども、その時点でその土盛りを撤去いたしまして、なだらかにして、視界の確保を図っております。ということで、いずれも町でできることにつきましては町の方で努力はしておるということで、一定ご理解をいただきたいというふうに思います。

続きまして、S I Cと8号を結ぶアクセス道路でございますけれども、具体的な部分につきましては課長の方から後ほど答弁いたしますけれども、ご指摘のとおり最もネックとなるのが新幹線の下をくぐるというところでございます。

そうしたところを考える時に、やはり御幸橋のところを回ってくるのと、今、県が、先ほど課長が説明しました北落線の方に結ぶ道路、そこしか愛荘町から出るところがないということで、その部分については一定その方向でアクセス道路として整備を図っていくように進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

後ほどの質問につきましては、課長の方から答弁させます。よろしく願いします。

○議長（本田秀樹君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（中村喜久夫君） それでは、城貝議員の再質問に対する答弁をいたしたいと思っております。

まず1点目のアクションプログラムにおける時期的な話、それから、あとどこが管理していくかというような話だったと思うのですが、このアクションプログラムにつきましては実施主体は県となっております。今後の計画なんですけれども、平成26年度詳細設計、27年度は用地測量、それから28年度には用地買収を行っていき、逐次工事を行っていくということを聞いております。

これは、県の施工ということになりますので、用地買収等につきましてはすべて県の方で実施されると。今の区間につきましては、まだ県道という形にはなっていないのですが、県道と県道を結ぶということから、行く末は県道になっていくということでございます。

続きまして、2点目の御幸橋からの誘導というお話になるかと思うのですが、

愛荘町につきましてはJRとその道路が交差する部分につきまして、先ほども言われましたが、その高さや幅がもう決まっておりますので、大型車等が通るルートというのがもう確定をしております。川久保にある橋などは高さが3m程度しかございません。こちらの愛知川栗田線の高さで言いますと4m以上あるということで、そういったところについては大型車が通るといような状況でございます。

今、彦根の方から来るルートにつきましては、先ほどのアクションプログラムの方で計画があるということで、そちらの方を通られるということで、大津の方から来る車につきましては、御幸橋のところを渡ったところを右に曲がっていただきまして、右折をしていただきまして、東部開発道路に出ると。それから役場の横の道をずっと真っ直ぐ豊郷町の方に行きまして、豊郷町のところにT字路があるのですけれども、あそこのT字路から名神国八線の方に誘導していくというように思っているところでございます。

ただ、今の吉田のT字路の部分につきましては、現状では乗用車が通るのがいっぱいという状況でして、大型車もなかなか今通りづらいという状況にもなっているものでございます。豊郷町の方をお願いをしに行きまして、あそこの拡幅ですね。豊郷町でありますので、町の方では工事ができませんので、豊郷町の方に今要望しているといったところで、吉田につきましても、歩道の要望が出ております。愛荘町につきましても、今、彦根八日市甲西線のセブンイレブンから西のルートにつきまして歩道ができておりませんので、豊郷町と愛荘町が連携を取りながら道路の改良工事、また歩道の整備計画を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

それから、3点目の川久保ルートの要望なんですけれども、そのルートにつきましては県道昇格の要望をしているところでございますが、実際、県の方にも確認をしておりますが、県全域のネットワークをやはり見直しをかけていった中で判断をしてみたいというような回答でございましたので、なかなかこちらの部分についての県道昇格につきましては、今のところ難しいかなという状況でございます。以上です。

○議長(本田秀樹君) 暫時休憩いたします。再開を1時からとさせていただきます。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時15分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 辰己 保君

○議長（本田秀樹君） 15番、辰己 保君。

〔15番 辰己 保君登壇〕

○15番（辰己 保君） 辰己 保、一般質問を行います。

まずはじめに、地域活性化住宅省エネ等改修事業助成制度を実施しています。それを住宅リフォーム助成制度に発展させていただくことについて質問を行います。

地域活性化住宅省エネ等改修事業助成制度は、建築断熱材の使用と二重サッシの設置による省エネ対策を施した事業に、助成限度額 20 万円として 2012 年度に実施されました。今年度は、それに加えて LED 照明器の設置と屋根の塗装改修に断熱塗料の使用と拡大を行い、地域の活性化を促しました。

助成制度が実施された 2 年間を見てみると、2012 年度の当初予算は 30 件の申請見込みで予算額 600 万円でした。実績は 13 件 210 万円、今年度は緊急経済対策住宅リフォーム促進事業として当初予算 400 万円に減額をしております。実績は 15 件 249 万円でした。今年度は助成要件を拡大したにもかかわらず、予算額は前年度の 3 分の 2 の 400 万円。申請件数は前年度と変わらない。その要因は、助成制度の要件が限定されたことにより、住宅改修の概念とのかい離で、住民の中に浸透しにくかったことです。

もう 1 つは、屋根材の断熱塗料や LED 照明器も日常生活における省エネのインパクトが弱いと推察できます。同時に、日常生活における居住空間の不具合を実感しにくい点もあると推察します。結論的に言えば、2 年間実施した助成要件は、一般に住宅リフォームに内包している、もしくは付随している事業であるからです。

過去に本町が実施した住宅リフォーム助成制度は、1,270 万円の予算で 1 億 5,400 万円もの経済効果をもたらし、地域経済の活性化に大きく寄与しました。しかも、申請期間 2 か月半での実績です。町長、地域の活性化策として実績を持つ住宅リフォーム助成制度を、2014 年度から実施することを求めます。そのことについての答弁をお願い申し上げます。

次に、同和行政の廃止・終結に向けて取り組むことについて質問を行います。

私は、国の時限立法が失効した今日においては、同和行政を廃止し人権問題を正面に据えた行政執行をすべきだと考えています。今日における人権問題の最たる社会問題は、政治権力による人権侵害がまかり通っていることです。子どもの命を奪う「いじめ」と「虐待」であり、指導の名を借りた教育現場における「暴力」であります。人権尊重のまちづくり推進計画にも強調されているように、今必要なのは「適正な人権感覚」を持つ人の育成であります。そのことへの理解が正しく進めば、部落差別の理不尽さを理解することに結びつくと考えています。

私は、露の新治さんという落語家の講演を聴講しました。露の新治さんは紙を用いて聴衆にわかりやすく、なぜ差別意識が生まれるのか、そうした人権侵害が起こるのか、こうしたことを私は丁寧に講演されたというふうに思っています。まさに自分の劣等感というか、心の弱さが、自分より低い人をつくり出すという、非常に聴衆に訴えかけるものであり、共感しました。

また、マツオカショウイチロウ先生の講演も聞く機会を設けました。その先生は、歴史の実態を知ってほしい、知るべきだ。また、そうした歴史的な背景をもとにして差別の理不尽を知る大事な講演であったと、私はその当時を回想しています。すなわち、この両名の訴えていることは、人の心の弱さ、また根拠を持たない差別の実態、こうしたものを知ることによって、人権感覚を培う、そうした大事な講演になったのではないかと思っています。ですから、こうした講演が私は否定しているのではなく、いかに町民の皆さんが正しくそうした理不尽なもの、また人権というものに対して理解をしていくか、こうした機会が必要だということを訴えているところです。

しかし、私は今日の到達を直視した時、行政が部落差別をはじめとして同和行政を柱としている運営に疑問を持っているのです。村西町長は、不公正な行政運営を改善する施策を進めてこられ、これについては評価をするところです。しかし、まだまだ課題があります。補助金の執行の適正化、これを一般施策の事業として取り込んでいく。そして、適正な行財政執行を行っていく。また、自治の会館を確保する援助も必要ではないでしょうか。

同和行政を廃止しなければ、残念ながら同和地区は存在し、歪んだ、^{よこしま}邪な考えによる問い合わせ、こうしたものが私にはなくならないと思っています。私は、同和行政を廃止して、適正な人権感覚を持つ人の育成に重点を置いた行政運営を今こそ進めるべき、また努力すべきだと考えているところです。こうした私の考えに対して、町長

の見識を、見解をお伺いして、質問とします。

○議長（本田秀樹君） 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長（村西俊雄君） 辰己議員のご質問にお答えをさせていただきます。まず最初に、住宅リフォーム制度についてでございます。

町単独事業として実施しています地域活性化住宅省エネ等改修事業、これは省エネ等の工事内容に限定して地域経済の活性化と住民の居住環境の向上を目的に、平成24年度から実施をいたしております。平成25年度からは利用者の拡大とさらなる環境負荷の低減を目的に、屋根の日射遮蔽工事とLED照明の設置を追加したところとであります。

本年度は当初予算に達しませんでした、わずかながら昨年度より件数・補助総額も増え、経済効果も約1,600万円でありました。しかしながら、広報の時期や内容、募集期間等に課題があったように見受けられますので、検証をして、次年度以降の公募を決めたいと考えています。

ところで、上向きと言われる昨今の日本経済ですが、いまだ地方経済には及んでおらず、少しでも地域の中小業者にできることに取り組んでいくことは必要と考えますので、今後、対象工事の拡大について考える必要があるというふうに思っています。

例えば下水道の水洗化率向上のための宅内工事とか、住宅耐震検査を受けた住宅の耐震工事とかについて、これまでの経過あるいは他の支援策との均衡、他団体の状況等を勘案しながら、その可能性について検討したいと考えております。

次に、同和行政についてのご質問にお答えをいたします。まず、補助金の執行の適正化およびコミュニティセンターについてであります。

現在、町が人権行政として補助金・負担金を支出している事業は、各センターの運営委員会事業活動推進補助金、部落解放・人権政策確立要求愛知郡実行委員会負担金、コミュニティづくり推進事業補助金の3事業があります。予算執行の面では適正に行われていると認識いたしておりますが、コミュニティ事業につきましては地域によって取り組みに違いもあり、今後、その目的・効果・事業規模を勘案すべきかと考えているところであります。

また、総合センターにあり方につきましては、現在の運営状況から見ても地域のコミュニティセンターとして指定管理の方法もあるのではないかと考えております。そ

れぞれ地域で議論いただければ幸いです。

次に、2点目の同和行政の運営についての見解であります。つい先日、愛知川公民館で青少年育成・人権啓発演劇「敷居」が上演され、来場者に大変な感動を与えてくれました。中村節子さんの脚本・演出、そして20人の出演者の熱演に涙したところでもあります。今回の劇は、同和差別をリアルな表現で真正面から取り上げられ、今なお根強く残っている差別意識をさらけ出して、心に訴えるものでありました。この演劇、ここだけで終わらず、各地で演じていただければと思った次第であります。

さらにその前日、町民センターにおきまして町民文化祭の事業の一端として、在日朝鮮人の女性キムキガンさんの一人芝居を鑑賞いたしました。この芝居もまさに民族差別にあえぐ泣き笑いの人たちを描いていたところでもあります。

中でも、同和問題は国民的課題として昭和40年の同和对策審議会答申から約50年経過し、法的措置は「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成14年に失効したことで、国では「同和行政」から「人権行政」へと一般行政化になりました。しかし、今なお様々な差別事象が発生し、基本的人権の侵害をはじめとして土地差別事件、インターネットによる個人の名誉を棄損、差別を助長する表現など、人権にかかわる問題は山積しております。

愛荘町におきましても、昨年は匿名による同和地区問い合わせ事件や中学校体育館への差別落書き事件が起き、これまでの町や関係機関の差別の解消に向けた取り組みに対して逆行する許しがたい事件でありました。

また、今日までの同和問題に加え、近年、いじめや虐待が大きな問題になってきました。尊い人の命を奪いかねないこれらの人権侵害をなくすため、いのち・人権の大切さと重みを深く受け止め、あらゆる差別や人権侵害のない明るい社会の実現に向かって、成長期から人の痛みがわかる温かい人権感覚を備えた人間づくりをめざして、取り組みを広げていかなければならないと考えております。

町といたしましては、今後とも「愛荘町人権尊重のまちづくり条例」の精神に則り、人権尊重・人権教育の重要性を認識し、取り組みを続けていかなければならないと考えているところでございます。

○議長（本田秀樹君） 15番、辰己 保君。

○15番（辰己 保君） 15番、辰己。再質問をさせていただきます。

住宅リフォームの助成制度に発展させていただくという質問ですが、今、言葉のニ

ュアンスは違うのかもわかりませんが、対象工事の拡大をするということで、結果として今日までの取り組み方も整理されているという答弁であったと思います。

ですから、それは職員自身も結局は対象を拡大しているけれども、どのように利用していただくかということの、やはりそこには限界がある、職員という立場で。専門職ではないというところで。そういう点ではやはり、私は住宅リフォーム助成制度という名称に変えて、広くしてすることが職員も対応しやすい。ちまちまとその対象工事を増やしていくということにおいて、かえって戸惑いが生じる。また、書類の審査も含めて混乱が生じやすくなる。

ですから、やはり事務執行をしていくうえでの簡素化を図るうえでも、私は「住宅リフォーム助成制度」という名前で対象工事の拡大を図っていった方が、職員も楽であるというふうに考えています。

非常に対象工事の拡大という、抽象的であるわけで、どのようなものをイメージされているのか。まだそこまで到達していないのか、というように課題があるわけですから、まだまだ検討するという言葉も確か入っていたと思いますので、そうした総合的な検討を加えたうえで、来年度の実施に向けた、また予算の編成にあたっての考え方がもう少しはっきりと示されてくるのかなというふうに思います。その点でもう少し何か具体的なものが考えられているなら、示せるなら、答弁をいただいております。それは所管の方になると思います。

そして、差別問題、人権問題、これはもう本当に非常に大事であります。しかし、あえて一言だけ、近々の問題になってきましたので言いますけれども、今、国会ではこの6日にも強行採決しようという秘密保護法は、今、私たちがこうして論じていても、その論じていること自体がいろいろな規制を浴びてしまう。すなわち、人権侵害を我々はなくそう、人権感覚を養おうと言っているながら、実際、国の方はそれを抑え込んでくる法律を今通そうとしているわけです。ですから、今はそんな時代なんです、政治は。

もう1つ、本町で見てもハード事業は誰しもが本当に、同対事業で改善が進み、残念ながらもうあとわずかというところまで来ています。本当は完遂していなければならないのですが、なかなかいろいろな事柄があって進まなかった。

しかし、ここへ来てそのハード事業も概ね完遂状況に來ている。この事業は非常に地域によって温度差があって、本町を形成する中でも、非常にこれがまた難しく対応

を迫られてきたというのを私は見ておく必要があるだろうと思っています。

じゃあ、どういう到達にあるのかと言えば、やはり心の問題、意識の問題がある。しかし、意識の問題をここで論じても、結果としてその意識そのものを根本的にどのように醸成するか、それは皆さんが、私も今質問で入れたように、適正な人権感覚を育むことであるわけです。要するに、どんな差別も許さないのだという風土をつくり上げることです。

私たち、自分自身もまだまだ弱点はあります。弱さもあります。そういう点では本当に露の新治さんの講演は本当に的を得た、本当に我々の考え方に飛び込んでくるというか、ストレートに受け入れられる、そうした講演であったと。私も露の新治さんの講演は聞いてみたいなと思っているのです。もう少し自分のものにしてみたいと。

だから、私も高校生の時に部落問題を知ったわけですが、しかしそこは今、松岡先生のようにリアルな現場を知り、「なぜ」という、やはり青年ですから、「なぜ」「なぜ」という言葉が出てきます。その「なぜ」という言葉がやはり正しい人権感覚を育てる大きな役割を果たした。それは自問自答しているだけで、自画自賛というか、ではなくて、本当にそのことで私はその理不尽さを知ったわけです。

だから、今、同和行政を主にすることではなくて、本当に人権を大事にする。その社会に来ているのだから、私は同和行政はもう廃止・終結に向けた取り組みをして、そしてすべての町民の人権を尊重するというまちを構築していく。その段階に入ったのだということを私は強く思っています。

ですから、改めて、要するに同和行政という問題を、言葉と言いますか、私はそれはもう若者の中にもそう理解をしにくくなってきている状況があるのではないかなと思っています。ですから、若者にある人権侵害の事案を正面に据える、そういう行政運営、そのことを強く思っているし、願っています。再度、同和行政を廃止する、終結に向けた取り組みをする。そして、本当に人権感覚を培うまちづくりをしていく。そのことを強く訴えて、再度、そうしたまちづくりを強くめざすという言葉がもらえれば幸いです、そのことについての見解を改めて聞いておきます。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） まず最初に、最初の住宅リフォームの関係ですけれども、事務の簡素化のためにももっと広く一般の住宅リフォームにまで広げたらどうかというご意見だと思います。

先ほど私もお答えさせていただいたのは、一步、住宅省エネに限っているものから一步はみ出していかないとあかんのではないかということも込めて、例示を2つほどあげましたが、2つとももっと研究しないと、他の政策とのダブリもありますので、これが必ずしもいいとは思っていません。もっとほかに良い方法があるかと思えますので、具体的なものがあればというので所管の課長なりに思いを述べさせていただきたいと思えますけれども、そんなふうに思っているところです。

それから、人権の問題ですけれども、私は人権感覚、これは大切なんです、これがまさにそれをみんなが体で覚えないと、覚えるというか、これは算数のように割り切って頭で考えて身につくものではないというふうに私は思っています、やはりこれは心・体でそういうものを身につけていかないと、なかなか、頭で考えて学んだからというだけではわかるものではないというふうに思っております、そのためにはそうしたら結局どうするのかというので、教育・啓発問題としてこれがずっと、同和の法的措置が切れてからもこういったことは残っているわけですし、やはり重ねて、先般の演劇等にもありましたけれども、あれを見れば、これはやはりこんなことではいかなんという心に訴えていかないと、人権感覚というのはなかなか育つものではないと。つまり、やはり教育の場、それから平生の社会的啓発というのは、やはりそういう意味では怠ってはならないなというふうに感じているところでございます。以上です。

○議長（本田秀樹君） 産業建設主監。

○産業建設主監（北川元洋君） それでは、住宅リフォームでの新年度の考え方・方針と申しますか、部分についてお答えさせていただきます。

現制度を再開させていただいた過程の中に、ちょうど23年の12月定例議会において一般質問をいただいた時点で、補助の対象を限定して再開しますということで、翌年度新たな予算編成を行ったというところでございます。そうした流れを受けて今日までこの制度を継続してきたわけでございます。

しかしながら、ご指摘のとおり、25年度で新たに増やしました屋根の日射遮蔽工事等、なかなか住民の方々には浸透しにくい部分での住宅リフォームであったかというふうにも一定反省のことも思っております。

そうしたことも含めまして、やはり、これは先ほど議員のおっしゃったように、工事費等の専門分野が入ってまいりますので、なかなかこの部分をというようなりフォ

ーム限定が技術的に難しい部分もございます。再度もう一遍原点に戻りまして、本来このリフォーム制度の目的、経済効果をどれだけ生むのかというところの目標を立てて、それに対してどのように助成をしていくか、手段ですね、それをはっきりするということが重要かと思っておりますので、その辺をしっかりと検証しながら26年度の方向性を持っていきたい。いわゆる経済効果の目標値を立てて検討をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◇ 伊谷正昭君

○議長（本田秀樹君） 1番、伊谷正昭君。

〔1番 伊谷正昭君登壇〕

○1番（伊谷正昭君） 1番、伊谷正昭です。一般質問を行います。

去る9月16日の台風18号接近で、大雨特別警報が滋賀・京都・福井に発令をされまして、永源寺ダムの警戒水位に達し放流されたことによって、下流の愛知川右岸地域の堤防の決壊水位に達したため、避難勧告・避難指示が発令をされたわけでございます。そこで、大字愛知川・愛知川ニュータウン・長野新田・亀原・山川原地域など、さらには沖地域では大雨特別警報によりまして避難勧告が発令をされました。それぞれの避難所へ避難をされたわけでございますが、何十年ぶりの河川の氾濫、水田の冠水、強風による農業施設の崩壊、樹木の倒木など、相当の被害を及ぼしたわけでございます。

幸い、堤防の決壊という最悪の事態には至りませんでした。このような災害は、今後、異常気象などによりましていつ起こり得るか、予想がしがたいのが現状でございます。

今回はその災害に対するBCP問題を取り上げまして、災害時の事業継続計画というものがありますが、災害時ばかりにBCPがあるわけではございません。BCPは、地方公共団体などでは「業務継続計画」と言いますし、一般の企業では「事業継続計画」という呼称をされているわけですが、基本的に内容は同じであります。

そういうことから、何かあった時に役所はどう対応するのか、こうしたことを平時から備えておく必要があるかという議論があって、東日本地方の大地震におきましては、その後このような考え方を民間企業にも理解をされ、こうしたことで事業の継続、それから雇用の継続、物流の流れの遮断をしないような、そういった事業継続と

いったものが非常に言われておりまして、これは町民の安全安心を第一に考えるのが行政の中で言われています。

災害時の業務継続へ向けた対応として、災害時応援協定などの締結は盛んになっておりますが、そのもととなる災害時BCPの策定についてはどのように考えておられるのか、答弁を求めるところであります。

また、どのような点に留意しての分野で特に対応をしなければならないのか。また、企業にもこうした対応を求められておりますが、こうした点で町としての連携を図る必要はないのかについてを、お尋ねしたいと思います。

次に、町として災害時に支援の必要な一人暮らしの高齢者とか障がいのある方、病人などのうち、特別配慮を必要とする人たちを一時的に受け入れてケアする避難所は、通常の避難施設となる小学校の体育館など避難所での生活が困難な方のための避難所とは別に位置づけられているが、平成20年に厚生労働省から「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」が出されております。これは、自治体と福祉施設の間で福祉協定を結ぶものであります。

愛荘町における福祉避難所の箇所数を示していただき、要援護者・障がい者などある程度の方が愛荘町にもおられると思いますが、もし協定数が少ないとすればなぜ、福祉避難所の取り組みが遅れているのか、この理由についての答弁を求めたいと思います。

次に、私たちの地域では防災についての話し合いの中でも気をつけておきたいことは、要援護者の方への対応であります。非常時には自分のことが精一杯で、地域内の要援護者の方の共助は次の段階になるような恐れがあります。目が不自由な方、車椅子を欠かせない人、透析を受けるような患者の方、さらに高齢のために一人で歩く距離が限られている人など、これらの要援護者の皆さんの逃げ方、避難場所はどこに周知をされているのか、答弁を求めるところであります。以上、質問を終わります。

○議長（本田秀樹君） 総務主監。

〔総務主監 杉本幸雄君登壇〕

○総務主監（杉本幸雄君） 伊谷議員のご質問についてご答弁申し上げます。

まず、災害時事業継続計画の対応につきましては、昨年3月議会におきましても伊谷議員から、地域防災計画とは別に災害時事業継続計画を早期に策定する必要があるのではないかとご質問をいただいたところでございます。現時点では、災害時事業継

続計画の対応ができてございません。

災害時事業継続計画の目的は、ヒト・モノ・情報およびライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務および継続性の高い通常業務、つまり非常時優先業務を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な措置を講ずることにより、大規模な地震等災害時にあっても適切な業務執行を行うことを目的とした計画でございます。

業務継続計画の中の災害応急活動およびそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定レベルを確保することを最優先に、すべての業務が早期に再開できるように、災害時においても各課の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる業務継続計画の策定を行います。

なお、内閣府より「地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」について通知がございまして、具体的には業務継続に必要な事項および手法をとりまとめたものであります。これに基づき災害事業計画の策定を進めます。

具体的には、庁内原課から意見集約のうえ、非常時優先業務の選定を行い、その業務に係る必要資源に関する分析と確保状況の確認を行い、非常時対応の検討を進めます。

災害時応援協定の締結をされているが、そのもととなる災害時BCP策定をどのように考えているかの質問でございますが、既に相互応援協定を締結いたしました栃木県那珂川町や今年度協定締結いたしました群馬県東吾妻町、徳島県藍住町といった各行政機関との災害時相互応援協定の中では、特に災害時の事業継続計画についての詳細な明記はいたしておりません。

しかしながら、業務継続計画の目標としまして、町民の生命、身体および財産を保護する包括的な支援や応援としまして、「応急復旧に必要な職員の派遣」を現在まで締結しました各行政機関との協定に盛り込み、災害時相互に連携し、復旧対策を円滑に遂行できるよう取り組みを図ります。

留意点および取り組み分野につきましては、内閣府通知の「地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」を参照するとともに、庁内原課から意見集約名を行い、非常時優先業務と必要とする分野について取り組みを進めます。

次に企業との連携であります。企業が自然災害・大火災・感染症等に遭遇した場合に、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復

旧を可能とするため、平常時に行うべき活動や、当該緊急非常時における事業継続のための方法・手段などをあらかじめ決めておく計画策定が必要となります。

平成23年3月に発生しました東日本大震災では、直接被災した地域の企業だけでなく、流通機能の寸断等により全国で多くの企業が事業活動に大きな影響を受けました。

昨今の多発する災害により、企業を取り巻くリスクは多数存在しており、近年、こうした緊急非常事態が起こった場合でも企業経営を継続できるよう、事業継続計画の重要性が再認識されております。こうした中、町内企業のBCP普及については、今後推進を図らなければなりませんし、企業が策定されます事業継続計画の中で町が担う部分につきまして、連携を図っていきたくと考えております。以上、よろしくご願ひ申し上げます。

○議長（本田秀樹君） 住民福祉主監。

〔住民福祉主監 西川都々子君登壇〕

○住民福祉主監（西川都々子君） 伊谷議員のご質問のうち「福祉避難所と要援護者の避難誘導」について、お答えいたします。

「福祉避難所」とは、既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障がい者など一般の避難所では生活に支障をきたす人に対してケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のことを言います。

本町におきましては、福祉避難所の指定や協定は行っていないですが、町有施設の保健センター2か所、愛の郷、デイサービスセンターやすらぎ、ふれあい共同作業所、いきいきセンター、いきがいセンターの7つの福祉施設が福祉避難所の機能を有しており、今回の防災計画の見直しを契機に「指定福祉避難所」として位置づけていきたいと考えています。

また、民間の高齢者福祉施設や愛知高校や他の町有施設のハーティーセンター秦荘、愛知川公民館や地域総合センターについても、全体のバランスを考慮しながら位置づけていきたいと考えています。

いずれにおきましても、福祉避難所の機能は有していても人材が必要でもあるため、人材の確保も考慮しながらの指定や協定の締結を行うこととなることをご理解願ひたいと思います。

2点目の「要援護者における避難誘導について」は、災害時要援護者避難支援計画において、避難情報の第1段階である「避難準備情報」とは、要援護者などの避難に時間を要する方が避難行動を始めなければならない段階の情報と位置づけており、この時点において地域の支援者の方々と協力をしながら避難所へ避難することとしています。

要援護者登録をしていただくと、登録者や支援者には事前に説明を行い、避難場所の確認も行い、個別の支援計画を確認しています。公的な支援については災害発生前後は不可能であり、自身の「自助」や近隣の方の支援による「共助」を願うほかありません。各自治会におかれましても、防災訓練などにおいて要援護者に対する避難誘導訓練も取り入れていただきまして、その中での課題で行政が事前に準備できる対策については協議を行い、安心して生活を営むことができる地域となるよう、日ごろからの地域での支え合い活動に取り組んでいただきたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 1番、伊谷正昭君。

○1番（伊谷正昭君） 1番、伊谷です。もう一度、再度確認のためにお聞きをさせていただきますと思います。

まず、BCPについてお尋ねをさせていただきます。質問にも書かせていただきましたように、BCPとは、災害・事故で被害を受けましても、重要業務をなるべく中断をせず復旧をさせる、これが業務継続を戦略的に実現をするための計画であります。

昨年の3月定例会でもBCPについての一般質問をさせていただきます。町長からの答弁の中で「防災計画の見直しと合せて、BCPの行動マニュアルの策定をぜひ取り組んでまいりたい」というような答弁でございました。そこで、現在までの進捗状況についての確認、先ほどの答弁では、少しできていないというようなことでしたが、もう一度、今後の進捗を含めてお聞きをさせていただきますというところでもあります。

2番目に、具体的なBCPの考え方についての町の考え方を、答弁を求めたいと思いますし、それと、初動的なマニュアルとの整合性についても同時に答弁を求めたいところでもあります。

それと、最近はいろいろな書類とか整備におきましてはパソコン（コンピュータ）による処理が多くなってきております。こういうことから、そういうことを含めまし

てICTとBCPとの関連はどのようにあるかということをお聞きさせていただきたいのと、地方公共団体によって災害・事故などに情報システムの機能を継続、早期に復旧するための条件や環境づくり、相当多様ではございますが、どのような条件・環境であっても、ICT部門の業務継続策定にあたっての考え方が本当に重要でありますので、その充実については町はどのようにお考えか、お聞きをさせていただきたいと思えます。

次に、災害時の要援護者の支援についてでございますが、災害時に支援が必要な、先ほど言いましたように一人暮らしとか高齢者・障がい者の方などの登録についてでございますが、災害時の要援護者台帳というものがあると思うのですけれど、現在の登録者数をお聞きしたいということでございます。

それと、今後どのように登録者数を増やしていくのかということについてもお聞きをさせていただきたい。また、要援護者の情報の提供方法についても、当時をお願いを申し上げたいと思えます。

それと、次に避難についてであります。避難勧告・避難指示の発令が台風18号でもございましたけれど、避難対象者に対してどのような方法で敏速の勧告・指示を出すのか。18号台風では相当、初めてのことでありましたので、当局も大変混迷をされたと思えますが、そういうことをひとつ、どういう形を出すのかということもお聞かせ願いたいというところでもあります。

それと、18号台風におきまして避難の地域の方がそれぞれ愛知川小学校ないし東小学校の体育館が避難の指定の場所になっておりましたけれど、本当に風雨のきつい場合、大雨の場合、今回は堤防の決壊で水害というのはなかったわけですが、もし水害のあった場合に、そんな遠いところまで避難するのは本当に無理かと思えます。そういう場合の対応、それは、提案ではないのですけど、近くに企業がございまして、企業はある程度高いところに設置をされています。この近隣のところに避難をすればいいかなというふう考えたのですけれど、そういう方法についても今後どういう取り組みをされるのかということもお聞かせ願いたいと思えます。以上でございます。

○議長（本田秀樹君） 総務主監。

○総務主監（杉本幸雄君） BCPの関係でございますが、議員が今ほど指摘いただきましたように、昨年3月の議会で町長答弁の中で、「防災計画策定の中で見直しと合わせてこの策定に取り組んでいきたい」という回答を確かにいたしておきまして、取

り組みができてないこと、誠に申し訳ございません。

具体的な取り組み、初動マニュアル等の関係でございますが、先ほどもご答弁申し上げましたように、国の内閣府から出されております手引きと解説に、様式も指定がなされておりました、これを読んでおきますと、「計画の策定そのものよりも事業計画の検討に着手し、その体制を整えていくことが重要である。まずは検討に着手し、課題を把握したうえで、実施可能な事項から徐々に充実させていくことも1つの方法である」というように記載を出だしの方でされております。

県下の状況を見ましても、実は策定されているところをもっとあると思っていたのですが、甲賀市さんが策定を25年2月になされておりますが、そのほかは策定ができておりません。県の方では、少ないページではありますが、一応策定はされている状況でありまして、とりあえず甲賀市さんの取り組みを参考にしながら、この手引きに基づいて着手できるところからやっていきたいということで、まずは点検業務から各課に照会をかけていきたいというように思っておりますので、そういう中から初動マニュアル等についても進めていきたいということで考えております。

I C Tにつきましては、管理主監の方からご答弁申し上げます。

○議長（本田秀樹君） 管理主監。

○管理主監（北川孝司君） 伊谷議員からご指摘のI C T－B C Pと言いまして、情報管理におきますB C Pにつきましては、I C T－B C Pというふうに言われております。このI C T－B C Pにつきましては、現在、策定はまだできておりません。ただ、日常的に災害が起きたときの復旧をするためのバックアップにつきましては、常時、現在も取っているところでございます。

ただ、災害が発生しましたときに、いかに、どのシステムが優先的に利用しなければならないかという優先順位を決めて、またいち早く復旧していくというような計画につきましては、できておりませんので、早急に策定をしていきたいと考えております。

また、災害に強いシステムでありますクラウド化につきましても、視野に入れて検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 総務主監。

○総務主監（杉本幸雄君） 申し訳ございません。最後にご質問いただきました、台風18号では幸い、被害がなかったわけでありませけれども、もし避難があった場合の

避難所というようなことでのご質問でございますが、これにつきましては議員のご提案のように、確かに近くに企業の一段高い大きな土地がございます。特に1級河川の堤防近くの方々の逃げる場所としては一番最適であろうかということで、実は内部でもその辺を検討しているところがございます、企業さんの方へお願いをして、これについて進めていきたいと思っているところでございます。

あわせて、つくし保育園の大規模改築のときには、新たな避難箇所ということで、それも合わせて進めていきたいという予定でございます。以上でございます。

○議長（本田秀樹君） 住民福祉主監。

○住民福祉主監（西川都々子君） 要援護者関係の再質問について、お答えをいたします。

町では平成23年度に「愛荘町災害時要援護者避難支援計画」を策定いたしまして、平成24年3月から登録申請の受付を行ってきました。その結果、今現在、登録者数は25人というわずかな人数でございます。その後、広報や防災無線等で啓発をいたしておりましたが、なかなかこの登録については増加の傾向にはないわけでございますが、今後、地域包括支援センター等が出前講座等を介護予防の観点から行っていく中とか、老人クラブの会合とか等々で、顔の見える場所での説明等をさせていただきまして、この要援護者登録の拡大に向けての啓発を行ってまいりたいと思います。

また、12月1日付けで民生委員児童委員様におかれましても新しく改選となり、スタートしましたところでございますので、これについてもまたご説明をさせていただき、身近な民生委員児童委員さんにも協力いただきながら、推進の拡大を図っていききたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◇ 徳田文治君

○議長（本田秀樹君） 6番 徳田文治君。

[6番 徳田文治君登壇]

○6番（徳田文治君） 12月定例会、ただいまより6番、徳田文治、一般質問を行わせていただきます。

10月21日に湖東三山スマートインターが近畿初ということで開通になりまして、今後どのように活かしていくのかということが大変重要なことであると考えております。そういった意味合いにおいて、「湖東三山スマートインターチェンジ開通を契機に」

と題して一般質問をさせていただきます。

地域産業の活性化や雇用の確保は、税収減が続く本町における最重要課題であります。先般10月21日、念願の湖東三山S I Cが開通をいたしました。このことが湖東地方と県内外の観光客を高速道路網で直結する貴重な拠点となりました。そして、S I C出入り交通量も一日平均2,500台～2,600台となり、多いときには4,000近くを超える日もあると聞き及んでおります。

このS I C開通を契機に、地域経済や観光振興等による地域の活性化や企業誘致による地域産業の活性化、医療や防災面での有効活用への期待が高まっているところであります。

しかしながら、企業が生産拠点を海外に移転また分散する傾向があり、企業誘致を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いているのも事実であります。

こうした中、本町では「愛荘町工場等設置促進条例」に基づき、企業による町内工場等の新設・増設などに対して支援を行い、雇用の拡大が図られています。また、働きながら子育てをする家庭など、安心して働ける職場環境をつくるため、社内託児所を新增設する企業に対しても支援が行われております。

以上のことを踏まえ、次の2点についてお尋ねをさせていただきます。まず1点目は、企業誘致の現状と課題および今後の地域産業の活性について、どのように考えておられるのかをお尋ねいたします。2点目ではありますが、観光振興などによる地域の活性化について、どのように考えておられるのか、この2点についてご答弁をよろしくお願いをいたします。

○議長（本田秀樹君） 町長。

[町長 村西俊雄君登壇]

○町長（村西俊雄君） 徳田議員のご質問にお答えをいたします。

企業誘致等の考え方につきましては、先ほど吉岡議員のご質問にもお答えいたしましたので、再度重ねて同じことは申し上げませんが、今までのように企業誘致一辺倒では効果が上がらないというのが、この8年間、「企業誘致、企業誘致」と叫んできましたけれども、実効はあがっておりません。もう時代が変わっているのと違うかというふうに私自身も強く最近感じているところでございます。

そうは言いながらも、湖東三山スマートインターチェンジの開通におきまして、これを契機に、食品や流通関係企業、主として内需型の企業を中心に、500社ヘインタ

一開設チラシと、あわせて町内企業の用地、これはいずれも企業が有しておられる用地でありますけれども、『企業立地ガイド』という冊子をつくっておりますので、それをあわせてお送りいたしました。

そのほか、滋賀県が開催いたします企業立地フォーラムなどに積極的に出向き、機会あるごとにPRを行うなど、様々なアプローチを行っているところでございますが、過日も食品関係、そして機械関係の企業から現地視察やインターチェンジ近辺での倉庫業の企業の計画があるなど多少の改善は見られるものの、企業のグローバル的な取り組みによって海外展開など激変する中で、国内の投資意欲は極めて低調であります。

一方、町内の工場適地にも問題を抱えております。内需型の代表であります食品工場は、当地の豊富な地下水に目をつけ関心を持ってくれますが、工場の排水が思うようにできないということがございます。下水道管の容量不足に加えて、整備の進まない河川にも流せないということで、結局逃げられるという状況でありまして、これらの解決課題が重要だと考えております。

そのような中で、再生エネルギー開発の波に乗って、企業遊休地に太陽光発電の設置は進んでおります。私も永年放置状態にある遊休地の所有者には、ほとんどすべてその設置の意向についてお勧めをしたり、意向を聞いたりしてきたところであります。太陽光発電は、雇用自体は生みませんが、土地の有効利用あるいは償却資産にかかる税は見込めるところでございます。

そこで、企業誘致に代わる発想として、先ほど吉岡議員のご質問にもお答えしたとおり、全く視点を変えていく必要があるということ強く最近思っているところでございます。

次に、観光振興についてであります。このあと担当課長からもお答えをさせていただきますが、私からも一言述べさせていただきます。

湖東三山インターチェンジの効果は早くも表れているようでありまして、金剛輪寺・西明寺・百済寺など観光客が増加してきたと。また、甲良町の道の駅「せせらぎ」におきましても、一日 5,000 人の来場者があったと聞いております。このインターチェンジ効果を、国道 307 沿いだけでなく愛荘町西部に誘導することが大事だと考えております。

例えば、旧愛知川交番 2 階にそのまま現存しております留置場は、現役の警察署を除きまして全国ただ 1 つの本物であります。テレビ・映画の撮影場所にもなっていて、

極めて稀有で貴重な存在であります。この活用をしない手はないと考えておりました、突飛な発想だと思われるかも知れませんが、留置場をそのまま、ギャラリーとカフェなんかになれば、多くの関心呼び、遠くからも人が呼べると思っております。

郡役所や中山道の重厚な旧銀行、びんてまりなどとあわせて、面的に組み合わせれば、ほかにはないおもしろいまちづくりが可能で、地域の活性化につながるのではないかと夢を見ているところでございます。以上です。

○議長（本田秀樹君） 商工観光課長。

〔商工観光 廣瀬 猛君登壇〕

○商工観光課長（廣瀬 猛君） それでは、徳田議員の2点目、湖東三山スマートインターチェンジを活用した観光振興による地域活性について、お答えします。

当町の観光の大きな区分は、旧中山道「愛知川宿」を中心としたものと、金剛輪寺を中心とした2つと考えています。

今日、観光は見物型から体験・学習を取り入れたものへと変化しております。町内企業で実施されている工場見学なども観光資源として活用し、いわゆる新たな「産業観光」として「攻めの観光」を展開してまいりたいと考えております。

また、湖東三山スマートインターチェンジが開通したことにより、遠くから湖東三山を訪れる観光客が増えてきております。特に紅葉時の休日、スマートインターチェンジを利用して下りて来られる車は、先ほどもありましたように、通行料の4,000台の約半分近くある2,000台近くがこの金剛輪寺の方に向かわれて、今年は金剛輪寺への観光客も昨年度よりも多いというふうに聞き及んでおります。

こうしたことから、町は平成26年度開設に向け、スマートインターチェンジ出口に計画しております活性化施設を愛荘町の観光情報の発信窓口として、当地を訪れる観光客が金剛輪寺などの神社仏閣の歴史的風景や、紅葉・新緑の自然風景のみならず、例えば近江上布の伝統的な麻製品などに立ち寄っていただくことにより、観光客による収益を高め、さらには相乗効果として町内に新たなビジネスチャンスが生まれればというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 6番 徳田文治君。

○6番（徳田文治君） 6番、徳田文治。再質問を行わせていただきます。

いろいろご答弁をいただきまして把握はできておりますけど、例えば観光面につきましては、皆さんもご承知のとおり、東近江市の方にマーガレットステーションがご

ございます。あそこはいろいろ大賞を受けられて、また今回、地産池消の取り組みという
ことで受賞されておられたということも記憶に新しいと思います。

そうしたことで、やはり近くにそういった立派な施設があり、観光客を誘致をして
おられる。いつもは行ってないのですが、時たま、私も友人がおりまして、近くへ
行きますといつもバスが止まっていると。そういった現状を見ますと、やはりそうい
うところへも視察に行かれ、また、あそこは最初立ち上げされた時に、西武流通グル
ープからも2名の方を派遣されて頑張っておられると。どのように観光会
社へ今後、今までもやっていただいているとは思いますが、それ以上に観光会社への
PRというか、営業を今後どのようにやっていかれるのか、その辺のご答弁を頂戴し
たいと思います。

○議長（本田秀樹君） 商工観光課長。

○商工観光課長（廣瀬 猛君） 先ほど徳田議員さんの方からご指摘がありましたよ
うに、今後どのように観光会社の方について取り組んでいくかといことございませ
す。

来年、平成26年度におきましては、町の観光振興計画を考えております。これに
つきまして具現化していきまして、その計画に基づいて、また観光施策の方を展開し
てまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（本田秀樹君） 暫時休憩いたします。再開を45分からとさせていただきます。

休憩 午後2時26分

再開 午後2時45分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 河村善一君

○議長（本田秀樹君） 8番、河村善一君。

[8番 河村善一君登壇]

○8番（河村善一君） 8番、河村善一、3つの点について一般質問を行います。

第1の問題、台風18号における避難勧告対策について。今年は何度となく台風が
来て、日本の各地に甚大な被害をもたらしました。特に9月15日夜半の台風18号
は、愛荘町にも避難勧告を出すという今までにない対応を迫られ、大変混乱したと聞

いております。

大雨洪水警報が出て、後半に長野新町・山川原・沖などに避難勧告が出され、深夜にもかかわらず住民の方々が避難場所の小学校に行かれた方も多くありました。その対応についてお尋ねいたします。

1つ、避難地域の方々への避難勧告は徹底されたのか。防災無線以外に何らかの手立てはなされたのか、お尋ねします。2つ目、自主避難となったと思われませんが、お年寄り・一人住まいの方々への対応はどうであったのか。移動手段の確保はなされたのか。第3点目、受け入れた避難場所（小学校）の対応は十分であったのか。4点目、当初、ハザードマップで予想された第1次避難場所（公民館）等への避難は二次災害を起こすことになり見直しが必要と考えるが、どうであったのか。第5点目、現在、見直しが行われ、新しい避難の見直しがなされると思うけれども、今後どのように住民に周知徹底されていくのか、その点についてお尋ねいたします。

第2点目、パソコンのWindowsXP対策についてお尋ねいたします。来年4月9日でWindowsXPのマイクロソフト社のサポート期間が終了すると報じております。マイクロソフト社のサポート終了以降、WindowsXPを使い続けるのはウイルス感染などの可能性が高く、セキュリティ上危険なので、なるべく早期に新しいパソコンへの移行が必要と考えます。

そこで、次の点についてお尋ねいたします。第1点、庁舎でのパソコンについてはXP対策をする予算は組んであったと思われるが、庁舎以外の関係機関のパソコンのXP対策は十分なされているのか。第2点目、先日、学校の先生と話しする機会があり話したところ、学校でのパソコンは今なおXPで動いており、学校では個人情報扱う仕事であり、ウイルス感染などでの情報漏洩を大変心配していると話されてきました。そこでお尋ねいたしますが、小学校・中学校、幼稚園でのXP対策は早急になされなければならないと思いますが、その対策は万全であるのか、お尋ねいたします。第3点目、学校以外の図書館・歴史資料館等々についても、XP対策は万全になされているのか、その点についてもお尋ねいたします。

第3点目、保育園に看護師の配置と保健室の設置についてお尋ねいたします。愛荘町の保育園は、通常朝8時から午後4時まで、または朝8時30分から午後4時30分まで預かっておられます。延長となると朝の7時30分から午後7時まで、一日の長い時間、大切な子どもさんを預かっておられます。それにもかかわらず、保育園に

は看護師と保健室は設置されていません。

児童福祉施設最低基準の第33条において保育所の設置基準が定められていますが、保健室のことは触れられていません。しかし、上記のように朝早くから夕方までの長時間にわたり子どもを預かっていて、もし保育園で子どもが熱を出したりすると、家とか職場に電話して保護者に迎えに来てもらうことになってしまいます。すぐに迎えに来られる家庭ばかりではなく、一定の期間保育園で預かることになり、安静に見ている場所（保健室）が必要と思われま

す。また、看護師がいると、これはと思われる時しつかりした判断をしてもらえると大変安心である。また、虐待の子ども

の早期発見ができ、よりよい対応ができるものと考えます。中学校よりも小学校で、小学校よりも幼稚園・保育園で対応することは、非常に重要になってくると思われます。今後、建設を予定されている町立保育園では、上記の意図を見越した保健室の配置が必要と考えますが、どうなっているかお尋ねいたします。以上、一般質問させていただきます。よろしくお願

○議長（本田秀樹君） 町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長（村西俊雄君） ただいまの河村議員のご質問のうち、台風18号の避難勧告対応について、お答えをさせていただきます。

去る9月16日の台風18号は、当町にとって初めての避難勧告・避難指示、そして避難所の開設であり、正直混乱をいたしました。このことを重く受け止め、全所属職員から報告・意見・提案を取り寄せ、多くの反省点や教訓をもとに対応策を検討中

であります。

まず、避難勧告は徹底されたのかというご質問ですが、台風18号による避難勧告・避難指示の伝達は、町防災行政無線のほか広報車、愛荘タウンメール、町ホームページ、NHKによるお知らせをいたしました。しかしながら夜中の2時58分を最初に朝まで計4回発令をいたしました

が、時間帯から考えてすべての住民に完璧に伝達できたとは言えません。

避難所を開設いたしました小学校3か所には250名の方が避難されましたが、対象住民の避難率は3.3%でした。この率は他の市町村の平均に近い率ではありますけれども、その低い要因として考えてみますと、発令の時間にはすでに風雨がかなり強くなって自宅に待機した人、また、これまで洪水に見舞われたことはなく減多なことは

ないと思った人、そして、勧告が伝わらなかった人などがおられたと推測いたしております。

今後は、避難準備情報や勧告を早い目に出すこと、伝達方法の多様化、そして、河川の危機状況の住民向けの情報提供、そして啓発などが必要と認識いたしたところがあります。

お年寄りや一人住まいの方への対応ですが、避難は自主避難が原則とはいえ、障がい者も含め移動手段のない人たちは、災害時要援護者として自治会で把握いただき、避難についても地域で支援されるよう徹底する必要があると感じたところでもあります。なお、これらの人たちに対する当日の対応について、この後、担当課長からお答えをさせていただきます。

次に、受入避難場所の対応は十分であったかについてです。これについても、多くの反省点と改善すべき点を把握いたしました。

要約しますと、消防センターに保管している備蓄品（毛布・飲料水等）の避難所への搬送（2時間ぐらいかかる）、また避難所の小学校屋外における誘導の仕方、避難所における気象情報の提供、ペット同伴者の対応、食糧品の確保、福祉避難所の必要性、避難所と防災本部との連携、避難所職員の役割分担、また奉仕団や社協・民生委員との連携など、しっかり見直す必要を認識いたしたところでもあります

そのほか、今回停電は起こりませんでしたけれども、停電も予想される、そういった際の対応、また避難者が増えた時のトイレなども課題であります。

なお、早速の対応としまして避難者への情報提供用のテレビ設置について、これについては受信設備の工事を要しますので、この12月の補正予算をお願いいたしているところがございます。次年度におきましては、拠点避難所となる各小学校に防災倉庫を設置し、毛布やタオル・ビニールシート・マット等、必要なものをその場で保管するよう計画をいたしております。

次に、第1次避難場所への避難は二次災害を起こすのではないかとのご指摘ですが、避難勧告は自治会単位ごとに発令をいたしており、一次避難所となっている地域の集会所も避難対象地域となってしまうため、今回はすべて拠点避難所となっている小学校に直接避難をしていただきました。この点については今後の見直し課題ではありますが、例えば避難準備の段階では一次避難所に集合いただき、勧告あるいは指示の段階で拠点避難所へ移動をいただくなどの検討が必要ではないかと思っています。

最後に、今後どのように周知徹底されるのかにつきましては、住民・行政ともに今回の反省を踏まえ、避難の見直しについて対象地域の住民の意見も聞き、自治会長との協議の場を設け周知徹底を期していきたいと考えているところでございます。

○議長（本田秀樹君） 管理主監。

〔管理主監 北川孝司君登壇〕

○管理主監（北川孝司君） 河村議員の2点目のパソコンのWindowsXP対応についての、1番についてのご質問にお答えいたします。

住民記録、税、健康管理や福祉などの業務を行う基幹系のネットワークに接続しておりますパソコンにつきましては、平成24年度に101台すべてWindowsXPからWindows7に更新を行ったところでございます。

また、文書管理、財務管理、グループウェア、電子メールを行います内部情報系のネットワークに接続しておりますパソコンにつきまして、合計210台でございますが、今年度中にすべてWindowsXPからWindows7に更新をいたします。

また、課・施設で独自で購入されておりますネットワークに接続されていないパソコンにつきましては、Windows7に更新を行うように指導を行っているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 福祉課長。

〔福祉課長 岡部得晴君登壇〕

○福祉課長（岡部得晴君） 河村議員の台風18号での避難勧告の対応の2点目、当日の要援護者への対応状況について、お答えいたします。

自主避難につきましては、町長の答弁にもありましたように、防災行政無線や広報車などにおいて避難準備情報、避難勧告、避難指示を周知したところでした。避難指示区域内において要援護者登録をされていた1世帯については、電話にて確認を行い、避難支援者が遠方であったため、拠点避難所まで移動の支援を実施しました。また、登録をされていませんでしたが、避難支援をした隣接の世帯からも申し出があったため、同様の対応を行ったところです。

翌朝ではありましたが、全民生委員に災害弱者の安否確認の依頼を行うとともに、社会福祉協議会においても、把握されている一人暮らしの方などへの安否確認を依頼したところです。

なお、避難指示区域内には町が指定している高齢者のグループホームが存在したた

め、拠点避難所である愛知川小学校へ入居者の避難を指示するとともに、17名の入所者が避難所へ移動するには、夜間でもあり時間を要することが想定されたため、福祉課職員が大型ワゴン車の公用車を活用して避難所までの移動支援に対処したところで

す。

拠点避難所である愛知川小学校においては、本来、体育館が避難場所ではありましたが、トイレ介助などが必要であり、環境が変わったことで不穏な行動をとられることなどを考慮して、トイレに近い場所を確保して、グループホームの介護職員とともに避難勧告が解除されるまで避難をしていただきました。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 子ども支援課長。

[子ども支援課長 川村節子君登壇]

○子ども支援課長（川村節子君） 河村議員のご質問の「長時間子どもを預かる保育園に看護師・保健室は必要でないか」について、お答えさせていただきます。

平成20年に改正された保育所保育指針は、乳幼児期は心身の発達が著しく、保育においても発育・発達の把握と健康管理が重要であり、健康・安全のための体制充実があげられており、特に3歳未満児に対しては、感染症に関する観察の必要性和適切な判断や基本的な生活習慣にかかわる清潔、個々の発達への配慮など保健的な対応の重要性が述べられています。

愛荘町では、健康推進課の巡回訪問指導事業により、児童の発達面・教育面・生活面の支援が総合的かつ継続的に行えるよう、保健師や臨床心理士等が町内の保育園を巡回訪問し、専門的な指導および相談・助言を実施しています。

現在、つくし保育園には74名が在籍しており、年々入所人数が増加の中、個別支援を必要とする子どもや家庭支援を必要とする子ども、食アレルギーを持つ子どもなど保育支援も幅広く、また、保護者の就労環境の変化や虐待問題、一人親家庭の増加により福祉ニーズの高まりが見られ、養護と教育の一体的な提供が不可欠であります。積極的に環境を整え、子どもの健康・安全のための体制充実が求められているところであり、専門家である看護師等に寄せられる期待は増大しています。

保育所全体の保健業務を充実するため、保育所において看護師等の配置ができるよう、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の見直しを、関係機関と連携しながら国・県に働きかけをするとともに、今後、町としても検討していきたいと考えており

ます。

次に、2点目の新しくできる町立保育園の保健室の設置についてのご質問にお答えします。現つくし保育園では、滋賀県が定める児童福祉法に基づく児童福祉施設の設置および運営に関する基準を定める条例の中の保育所の設備および運営に関する基準に基づき、医務室を設置しております。新しい園舎におきましても、子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品・材料等を常備し適正な管理のもと対応できるよう整備したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 教育次長。

〔教育次長 小杉善範君登壇〕

○教育次長（小杉善範君） それでは、河村議員のご質問のうち、小学校・中学校・幼稚園におけるXP対策について、お答えします。

まず、幼稚園のパソコンであります。管理課で対応をいたしております市内パソコンの端末のみの設置となっている状況であります。次に小・中学校では、市内パソコン端末以外に、職員室で使用している「校務系パソコン端末」127台と、パソコン教室・特別教室の電子黒板で使用している「教育系パソコン端末」252台の、合わせて379台を導入しているところであります。

議員のご指摘のとおり、平成26年4月9日でWindowsXPのサポート期間が終了しますことから、小・中学校におけるパソコン端末の更新は、平成26年度において132台を計画しています。

XP対策が必要なパソコン端末の内訳は、愛知中学校における校務系30台・教育系パソコン42台の計72台と、各小・中学校の特別教室設置の60台分であり、その他のパソコンにつきましてはWindowsVistaを導入している状況であります。

平成26年度における更新までのXPのサポートについて、毎年実施しています学校ICT保守契約の中でWindowsXP端末に対応したウイルス対策により対応をいたします。今現在も各学校で作成された個人情報などのデータにつきましては、役場電算室で校務系のサーバーにて管理・保存を行っており、データの保護対策を講じているところであります。

また、3点目のご質問の図書館・博物館においては、給食センターも含め市内パソコン端末と同様に管理課で対応をいただいているところであります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 8番、河村善一君。

○8番（河村善一君） 台風18号における避難勧告対策について、ご答弁いただきました。いろいろ混乱もしたけれども、対策を取られたのだらうと思います。

今年、非常に台風が多く、その18号以降、伊豆大島などにもいろいろな災害をもたらしました。18号における対応が、その後の対応にどのように活かされてきたのか。どのようにされてきたのかについてお尋ねし、今後、マニュアルをつくり、あるいは見直しをされていくと思いますけれども、今後のスケジュールと言うのですか、そのことについても答弁を求めておきたいと思います。

第2点、つくし保育園のことについてですけれども、医務室は当然、2歳以下のところについてはそれを設けることになっていると思います。ただ、幼稚園であれば保健室がある。そういう安静に預かっておる場所が、つくし等に必要だと思われるので、当然そういうようなものが設けられていると思いますけれども、十分な、子どもたちを長時間預かっていただいているわけですから、そういうところにおける保健室と言うのですか、充実した保健、子どもを預かる場所としての確保をちゃんとしてもらいたいというのを第2点、もう1回伺っておきたいと思います。

3点目は、もう1回確認しておきますけれども、この26年度中にXPの対応を、換える予算がないのかどうなのかわかりませんが、それはもう換える予定に入っているのか。当然、予算のことですから、25年度中にすることが望ましいのですけれども、予算の都合でそうなったのか。あるいは保守契約とかウイルス対策を取られていると思うのですけれども、次の更新はいつを予定されているのか。必要に迫られていることでもありますので、その対策はしておかないと、広い意味で心配もされていたところを現実聞きますと、そこら辺のことについて、今後の予定についてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 総務課長。

○総務課長（中村治史君） それでは、河村議員に再質問にいただきました台風18号以降の台風24号・26号・27号と、続けざまに来たわけなんですけど、その時の対応につきまして説明をさせていただきます。

基本的に台風18号で課題のあった部分について、準備できることはすべてあらかじめ準備をしようということで、特に10月15日に来ました台風26号であります。10月15日午前中に、まず消防センターの方からヘルメットであるとか本部要員が

使う設備品につきまして、消防センターから愛知川庁舎の大会議室に搬送をしております。

そして、地デジのテレビが保健センターに大きなものがございます。それを大会議室に、雨の降っていない時に移動して、大会議室での本部対応ができるようにいたしました。これは、風も吹いてない状況の時です。

10月15日の夕方5時に、職員に携帯電話のメールで職員動員をかける仕組みを構築いたしましたので、今回については、10月15日17時に、26号の台風について暴風警報・大雨警報・洪水警報のいずれかが発令された場合には、直ちに第一配備とする旨、メールで通知をしております。10月15日の夜20時40分に、滋賀県に暴風警報が出されました。その段階で直ちに第一配備、警戒本部で第一配備をとりました。

10月15日23時に警戒本部の会議を行い、永源寺ダムの水量確認等をいたしまして、町内パトロールにつきまして実施をしております。町内パトロールの際にもあらかじめ地域指定をいたしまして、各担当の方で確認をするという形でございます。その都度、役場愛知川庁舎大会議室におきまして警戒本部会議を1時間ごとに開催し、情報共有をしたということでございます。台風26号の際には、永源寺ダムの放水がなかったというようなことで、愛知川の水位も上昇しなかったということで、そのまま翌朝まで本部を立ち上げていたわけですが、10月16日の7時20分には暴風警報が継続されておりますが、必要な情報共有をいたしまして、そのままの状態です。10月16日10時19分に警報が解除と同時に、警戒本部を解除いたしましたところでございます。

24号ならびに27号につきましても同様の対応をしております。18号で課題となった事項で直に対応できるものは、すべて対応させていただいているという形での対応を取ったものでございます。以上です。

○議長（本田秀樹君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（川村節子君） 河村議員のご質問でございますが、保健室と医務室でございますが、保健室と申しますのは、学校保健法や学校教育法施行規則、学校設置基準に規定されております名称でございます。児童福祉施設については医務室といった言い方をさせていただいております。

いずれにいたしましても、新園舎につきましてはベッド2台を設置させていただ

て、医療材料の保管庫でありますとか小型冷蔵庫、手洗い場等を整備させていただきまして、子どもさんの疾病や怪我の事態に備えて適切な整備をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 教育次長。

○教育次長（小杉善範君） パソコンの XP のサポートの関係であります、平成 26 年度の当初で予算を計上させていただいて、できるだけ早い時期に更新の作業に取り掛かってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◇ 小杉和子君

○議長（本田秀樹君） 10 番、小杉和子君。

〔10 番 小杉和子君登壇〕

○10 番（小杉和子君） 10 番、小杉和子。一般質問を行います。

愛荘町土地改良区協議会の取り組み状況について。今年 9 月に秦荘土地改良区と愛知川土地改良区の連合組織として、両区役員様が何回もご協議され「愛荘町土地改良区協議会」が設置されました。規約によると、目的は老朽化してきた改良区施設の維持管理を適切に行い長寿命化を図ること、両改良区の育成指導を事務・技術的援助を行うこととなっています。

事務局長には、土地改良に経験豊富な人材を置かれています。町として協議会に補助金も出ております。改良区施設のアセットマネジメント事業を進めて、将来計画を構築しています。私は、将来の農業が安心して続けられる協議会が積極的に農業施設の改修に取り組まれることを期待し、この事業に精力的に取り組まれてきた産業建設主監にお尋ねします。

協議会の現在の取り組み状況と進捗状況について、具体的に聞かせてください。今年度中の事業計画および来年度以降の将来計画についても、具体的に説明をお願いいたします。

2 点目、ハザードマップと避難場所の見直しについて。台風 18 号により滋賀県下に特別警報が出され、愛知川・8 号線より西部、沖、その他に避難指示・避難勧告と出され、町長はじめ町職員のご苦勞により大災害にもならず、今一度、避難勧告・避難指示が出された場合の住民の危機管理はできていたか。

住民さんに言われました。町が配布しているハザードマップは、避難する字の公民

館が避難場所になっている。字から遠い小学校・中学校であり、近い安全な場所の見直しをしていただきたい。車で行ける人はいいのですが、老人だけの家はどうか、総務課長にお尋ねいたします。

1. ハザードマップの見直しは考えておられるか。2. 住民さんにおける危機管理と日ごろの指導。3. 気象庁から出される特別警報が、県下から各市町に変わります。町に出されていない場合の対応と住民への周知をどのようにされるか、具体的に説明をお願いします。これで一般質問を終わります。

○議長（本田秀樹君） 産業建設主監。

〔産業建設主監 北川元洋君登壇〕

○産業建設主監（北川元洋君） それでは、小杉議員のご質問のうち、愛荘町土地改良区協議会の取り組みについてお答えさせていただきます。

従来、秦荘土地改良区と愛知川土地改良区の事務は、町が両土地改良区からの受託事務として行ってまいりました。しかし、合併以後、町は、民は民の力で行政は側面から支援する方針で進めてきたことから、本年9月、連合組織体としてそれぞれの土地改良区事務の円滑な運営を図る目的で、「愛荘町土地改良区協議会」を設立いただきました。両土地改良区は、定款等の見直しや老朽化してきている水路等の土地改良施設の改修、いわゆるアセットマネジメント事業が急務であることから、本協議会にはこれらの事務処理を当面の課題とされております。

なお、今年度は特に土地改良施設維持管理適正化事業による排水路浚渫工事、台風による災害復旧事業、さらにはアセットマネジメントとしての長寿命化および更新計画策定のための農業水利施設保全合理化事業等の改良区事務を処理されております。

ちなみに、今ほど申しました農業水利施設保全合理化事業は全額国庫補助対象として、老朽化した水路等の機能診断を行い更新計画を策定するもので、本計画は次年度には策定され、その後は計画に基づき改良区が事業主体として用水路等の改修工事等を計画的に進められることとなることから、協議会はそれらの事務を処理することとなります。以上です。

○議長（本田秀樹君） 総務課長。

〔総務課長 中村治史君登壇〕

○総務課長（中村治史君） それでは、小杉議員のハザードマップ、避難場所の見直しについて答弁いたします。

ハザードマップの見直しについてですが、現在のハザードマップは総合防災マップにあります洪水ハザードマップを、平成21年2月に改訂版として作成し、住民の方々に配布しております。現在、愛荘町地域防災計画の修正を行い、今後、その計画に合わせて総合防災マップ等の見直しを図る予定をしています。防災情報資料については、随時見直しが必要と考えております。

次に、住民の危機管理と日ごろの指導についてですが、昨今、災害が多発する中、住民の方々が第一に考えていただくことは、何より大切な命、身の安全を確保することです。町は今後も様々な災害に対する対策や対応について、より早く正確な情報収集に努め、住民の方々が災害に備えていただくよう啓発を図ってまいります。

また、自治会におかれましても、現在31の自治会で自主防災組織を設置いただいております。その中、各自治会で作成いただいた防災計画には、災害時におきます組織編制や任務分担を計画され、災害に備えていただいております。今後も町と自主防災組織と連携しながら訓練や研修をいただき、日ごろから防災意識の高揚を図っていただくよう啓発していきます。

災害に強いまちづくりの実現をめざし、自主防災組織未設置の自治会に対して、設置に向けた啓発を行い、全自治会で自主防災組織が設置されるよう働きかけてまいります。

最後に、愛荘町に特別警報が出されるようになった時の対応については、河村議員への答弁と同様に、特別警報が発令された場合には、各情報手段により速やかに情報提供することに努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 10番、小杉和子君。

○10番（小杉和子君） 土地改良区のことなんですけども、今、復旧災害とかの話が出たんですけども、土地改良区で今、本川の方は水も流れやすいんですけども、支川に入るとまだ未改修の水路が多く見られますので、町の方と土地改良区の方でこの水路を点検していただきたいと思います。その取り組みを進めていただきたいと思います。

それと、ハザードマップの件なんですけども、ハザードマップは今まで出されているのが21年ということで古いのですが、順次新しいものに引き換えながら、各区長さんとかいうふうに配布していただいて、ここは危険なところであるというところを赤丸か何か付けていただいて、住民さんに周知していただきたいと思います。よろし

くお願いします。

○議長（本田秀樹君） 産業建設主監。

○産業建設主監（北川元洋君） それでは、土地改良施設の未改修部分での改修と点検というご質問でございます。先ほど答弁でも申し上げましたように、協議会そのものは事業主体ではございません。あくまでも土地改良区それぞれが事業主体でございまして、運営は改良区それぞれで行っている。ただ、事務の軽減、また一括で処理をした方が安価であるという人件費の削減等々から協議会を行っておるということで、連合組織体であるということをご理解をいただきたいと思えます。

それと、水路改修につきましては確かに老朽化しておるということは町としても大きな課題というふうに認識しております。しかしながら、どの地点からどのようにしていくか、それはやはり改良区財産として一定示していただく必要があろうということで、先ほど申しましたようにアセットマネジメント事業としての順位をつけていただくとごうございます。

それで、今、未改修部分ということでございますけれども、未改修と申しますのは多分、おっしゃっておられる意味は水路の状態が亀裂等が生じたり勾配が不安定になっておる等のご指摘かと思えますが、そうしたものにつきましては土地改良を順次、整備計画をしていきますけれども、そこに到達するまですぐに急を要するものかどうかは、これからその計画の中で診断基準に基づいてされていきますので、いつの時点になるかということとは不明確でございますけれども、早急にそのことを必要とされるのであれば、地域におきまして農地・水等に取り組んでいただきまして、そういうものを活用していただいて、自らの手で改修の方を一時取り掛かっていただきたいというふうに行政としては考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（本田秀樹君） 総務課長。

○総務課長（中村治史君） 小杉議員に再質問いただいた点でございます。防災情報資料につきましては、わかりやすい資料を作成していくということでしてまいりたいと思っておりますので、特に議員がおっしゃった点につきましても対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

◇ 竹中秀夫君

○議長（本田秀樹君） 14番、竹中秀夫君。

[14番 竹中秀夫君登壇]

○14番（竹中秀夫君） 14番、竹中です。一般質問を行います。

旧愛知川町時代から国道8号線御幸橋付近の交通渋滞解消や東近江市へ連携するアクセス道路として、住民にとっても懸案であった県道神郷彦根線整備事業についてお尋ねをいたします。

国交補助事業として採択され、一級河川愛知川橋梁部分から先行して実施していくと聞いておりましたが、現在その動きが全く見えてこない。平成23年度に町事務局および地元役員さんと不飲川改修事業の要望活動に県庁に出向いた時、関連することから神郷彦根線の話もあり、県としても前向きに進めていくとの考えであったと記憶しております。また、県道愛知川彦根線との交差部から橋梁までの概略設計も完了し、地元説明会を開催し、概略および法線等の説明もされております。

そもそも、当初にこの計画ができる時、関係各字区長を集めて県主催の「道づくり会議」を設置し、何回となく会議を開催し、道路の規模、歩道の有無、法線の検討から決定まで皆さんの合意で決定されており、当時の地権者に対しても県の計画案として、道路幅・両側歩道等の詳細が記載された図面で提示されている。また、「道づくり会議」の合意決定内容は、「のとひこニュース」でその都度住民周知を実施してきたと認識しております。

にもかかわらず、地権者や住民・関係者に何の説明もないまま、歩道計画が両側歩道から片側歩道に変更するような話も聞き及んでおります道路整備事業の基本部分を協議もなしに変更することは、非常に考えがたい。住民に対してどのような説明をするのか。また、将来、東近江市との重要な地域連携道路等として悔いを残すことになりかねないのではと考える。

以上のようなことから、期成同盟会会長としてどのように考えているのか。期成同盟会のメンバーの意見はどうであったのか。また、地元や地権者は、計画として遅くとも25年度中には用地買収を終え、26年度には工事に着手したいと聞いていたのに、工期や基本部分が勝手に変えられるなど理解できなにご立腹であるが、県に対してどのような要望をしていくのか。今後の取り組み方針について町長に答弁を求めます。以上、一般質問を終わります。

○議長（本田秀樹君） 町長。

[町長 村西俊雄君登壇]

○町長（村西俊雄君） 竹中議員の県道神郷彦根線道路整備事業の取り組み方針につきまして、お答えをさせていただきます。

本年4月に県道神郷彦根線道路整備事業につきまして、東近江市・愛荘町両選出の県議会議員、また市町の議会議員、県庁の道路課、土木事務所出席のもとに説明会が開催されました。その際、県から、歩道整備マニュアルにより片側歩道になると説明を受け、愛荘町側出席者から一斉に、両側に歩道がつくはずだという強い疑念と反発が出されました。

このことは、平成15年に湖東土木事務所発行の「のとひこニュース」さらには平成21年の地元説明、また「愛知川新橋ニュース」等で両側歩道の道路断面図も示され、当然、両側に歩道が設置されると聞いていたところから、大変遺憾に思ったところでもあります。

私からもその時、一日の計画交通量を質したところ、日8,000台とのことであり、横断するにも大変危険で、当然、両側に歩道を付けてもらわないと困ると迫ったところでもあります。その時の県側の回答は「検討する」というニュアンスであったかと思いましたが、一向に進まないため、8月には県土木交通部長をはじめ湖東土木事務所長に、両側歩道にさせていただくよう強く要望を行ってきたところでもあります。

10月に県から、歩道整備マニュアルによると県道神郷彦根線の西側については主要施設や公共施設もないため片側歩道になるとの説明がありました。西側には町立保育園の新築計画や総合センターもあることを文書化して、湖東土木事務所長宛てに再度、両側歩道にさせていただくよう要望書を提出したところでもあります。ちなみに、能登川の神郷側は都市計画道路なので両側歩道ということでありまして、整合性からも全面両側歩道設置を強く要望してまいりたいというふうに考えております。

現在も国道8号の御幸橋付近の慢性的な渋滞は解消されず、地域の発展を著しく阻害しています。このような状況の中で、県道神郷彦根線の早期着手・早期完成は不可欠であり、近い将来に神郷彦根線が能登川駅を結ぶ重要幹線であることから、地元県議会議員ともども強く要望してまいりたいと考えております。

○議長（本田秀樹君） 14番、竹中秀夫君。

○14番（竹中秀夫君） 14番、竹中。再質問を行います。

県の交通部によりますと、神郷彦根線の整備事業に関する、私なりに説明等も求めに寄せていただきました。今日まで期成同盟会（町長）、地元の職員（担当課）が、2

回3回と、先ほどの答弁ではないが要望いただいているというのも聞いております。

そういった中で、東近江市側（能登川）は都市計画法に基づいて両歩道というような要望等を強くされておると。そういった中で愛荘町寄り（川原）、当初から説明では、図面も示し両歩道でいくというような県の強い説明をして、地権者に協力を得たいと、こういうことがスタートではなかったかと、こういうように私も、当時からのことを若干は認識をしております。

そういった中で、なぜ東近江市側は両歩道、都市計画としながらも、特に長い10年先20年先を見る中で、片側歩道というのは県道については愛知川彦根線にしても両歩道がついておると。まして、能登川の方に通勤ならびに、これからの時代はもちろん交通も激しいだろうとしながら、自転車、能登川駅であれば愛荘町からあの橋ができれば十分に15分足らずで行けると。もちろん西部地域の方を増やしていただきますと、そういう中で片側歩道ということになりますと、横断するのに非常に危険が伴うというようなことから、道路は両歩道というような認識のもとで、マニュアルとしてもそういうような認識のもとで地元の説明が当初あったと。

そういう中で、町長として協議会の会長でもございますので、今後、強い要望をしていただき、なんとしても両歩道で、私の認識では金額的に言えば大きな金額かもわかりませんが、県の国から下りてくる、24年度は38%ほどですか、それは政権が民主党であった時代でもありました。政権が代わって予算の配分と言いますのか、それも十分に今後は緩和されてくるだろうというような見通しの中で、将来、片側歩道・両側歩道、両方でしてよかったなというような、そういうことが今後、もちろん地元の住民だけでなく他市町からも通っていただく立派な橋梁であり、立派な両歩道になるということを切に私からも協議会の会長として強い、再度要望をしていただくことを町長に申し上げ、その点についての町長の決意のほどを答弁いただきたい、こういうふうに思っております。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） ただいま再質問いただきましたとおり、私も全く思いは同じであります。今これをやっておかないと、将来に悔いを残すと。何としても両側歩道でやっていただきたいということで、つい4～5日前も地元県議とも、一遍道路課へ行きたいという話もしていたところでございますが、いろいろ事業の促進方、時期とか、スピードをどうも優先しているのと違うかなという思いとかありまして、少

なくとも決定は両側歩道でやってもらっておかないとあかんと思っておりまして、これはもうこれから再度、道路当局に行ってまいりたいと思っていますので、またその節にはぜひお力もお借りしたいと思っていますところでございます。どうかよろしくお願ひします。

○議長（本田秀樹君） 14番、竹中秀夫君。

○14番（竹中秀夫君） 14番、竹中です。再々質問を行いたいと思います。

今ほどは町長の強い決意、これを私も聞かせていただきまして、地元の住民も町長のその強い決意によって、また、今ほど申し上げますように地元の住民さん、ならびに愛荘町が今後の交通アクセスいろいろな、それにはまだまだ右岸道路、いろいろ連結がするところでもあります。

そういう中からこの決意を、町長さんの決意はいただきましたが、各担当課の決意もまだまだこれから勤めていかななくてはならない担当課の決意も一言答弁としていただきたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 産業建設主監。

○産業建設主監（北川元洋君） 神郷彦根線につきましては、早急に供用開始をして、8号線の渋滞緩和を図っていかなくてはならないということは、道路担当としても考えております。

また、愛知川右岸道路につきましても、早急に解決を図っていかなくてはならないというふうに思っております。

ただ、今、町長が申しましたように、両側歩道で積極的に進んでまいりたいという決意は変わりません、将来的を見ると。しかしながら、私、1点だけ考えますには、事業効果を早期に発揮するには、県が片側で早期にということであれば、将来性に両側で、とりあえず片側で供用開始だけはできないかというのも1つの手段ではないかというふうには思っておりますけれども、将来的には両側歩道の設置の部分で要望はしていきたいと思っておりますけれども、道路としての供用をまず一番に開始するということが重要ではないかというふうに私は考えております。以上です。

○議長（本田秀樹君） 今、町長の答弁と、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時46分

再開 午後3時46分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

○副町長（宇野一雄君） それでは、今、産業建設主監が申しあげましたことについて、補足をさせていただきます。

私、4月の会議があった時は出ておらなかったということで、その時に実は片側歩道を県の方から言ったということを知りました。日は経ちましたけれども、先週、県の方から説明にまいりました。それは何ぞやということになりますと、先ほどもお話ありましたように、平成15年の「のとひこニュース」にはきちんと両側歩道が出ていた。そして21年の計画にも両側歩道が出ていたということです。21年にあわせて確か、地元説明会をやったということを知っております。その時に、数人の方から、道路そのものの反対が出たということでして、先ほども産業建設主監が申しあげましたとおり、これは国道8号線渋滞解消道路の位置づけになっていると。早期にとにかく供用開始しないといかんということで、県の申しますのは26年に着工して、着工というのは用地測量に入って、32年には供用開始をしたい。そうなりますと、今現在反対されている方の問題もあるということで、いろいろなことを考えた時に、整備マニュアルに基づいて実施していくと、どうしても片側になるというようなお話でした。

しかし、それはあかんと。あくまでも以前から両側歩道ということできているのだから、うちは両側歩道でいってもらわないとあかんと。だからそれについては強く要望するし、今そのことを言うことに対しては遺憾だということは申しあげております。

それで、今、産業建設主監が言いましたのは、先ほど言いましたように6年間で供用開始したいという考え方が県にありまして、とにかく早くするとならば1期工事・2期工事という考えもあるのじゃないかというような言い方をしたのであって、それにつきましては何もコンプライトはしておりません。あくまで両側歩道でいきたいとは思っておるのですけれども、仮に用地だけ先に先行取得して、両側歩道を確保しておいて、そして片側歩道でも先に供用開始するということも1つの手ではないかというようなことを申し上げただけでございますので、あくまでも両側歩道でのスタンスは変えておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（本田秀樹君） 町長と副町長と産業建設主監の方から答弁をいただきました。
納得はされた答弁でしたらこれで終わりますけど。14番、竹中秀夫君。

○14番（竹中秀夫君） 14番、竹中です。申し訳ございません。納得は今ちょうど中間におりまして、納得はしております、町長の強い決意はもちろん、副町長の補足の説明にも十分に理解をしております。

その中で、地元の県土木の方が先日見えて、地元の反対者もおると。それも私は十分に地元にも出向いていろいろ聞いている中で、片側歩道という、当初は両側で、道中で今、道路マニュアルで片側とか、それはまず私は予算の関係も一番に響いてきているだろうなど、県の説明は。そういうようなことのあまりにも間が開き過ぎる、説明不足だから、そして片側だけが風に乗ってくると。そんなものだったら反対だと。

なぜ最初に地元、私は地権者にも聞きました。地権者は決して反対というようなことを言っているのではありません。そこらのところを行政として、先ほど町長の決意、ならびに副町長の説明も十分私は理解はさせてもらっているとしながら、県土木が来て、実は反対者がいるのだと、そういうところを私はとしては、今この再々々になりますけれども、私も県へ行ってきました。県は再度、町長に期成同盟会の会長として再度、強い要望書を出してくれと、こういうことも私は聞いてきました。そういうようなことだから、やはり県としても要望書、もちろん今日まで要望書も出ております。けれども、やはり再度、要望書というのは何回出しても、今の一般質問なりお尋ねなりを何回聞いてでも納得いくように要望なりをしていくのと一緒に、地元は、反対というような意識は、これも説明次第で私は元に戻るだろうと、こういう認識も持っておりますので、その点を町長さんに強い先ほど決意をいただいたので、副町長さんもできれば、何か私は要望だけして終わるといのはあれですので、その点をよろしくお願いいたしたいと思っております。

○議長（本田秀樹君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時52分

再開 午後3時55分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

○副町長（宇野一雄君） それでは、竹中議員の質問にお答えをいたします。

県に対する要望につきましては、既に9月にも土木交通部長にも要請もしておりますし、その時にはあくまでも地元土木事務所と調整して対応するというようなことも聞いておりますので、両側歩道につきましては町としてこのままずっと進めていきたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思っております。

○議長（本田秀樹君） これで一般質問を終わります。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

再開は明日12月5日、9時から本会議を開催いたします。本日はこれで延会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

延会 午後3時56分